

令和7年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（9月18日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
緑 川 茂 君	18
森 隆 之 君	23
森 田 重 男 君	30
窪 木 浩 一 君	33
青 戸 義 之 君	38
本 郷 弘 義 君	41
遠 藤 貴 人 君	43
報告第4号の上程、説明、質疑	50
報告第5号の上程、説明、質疑	52
議案第51号～議案第55号の上程、説明	53
議案第56号～議案第63号の上程、説明	54
認定第1号～認定第9号の上程、説明	62

監査報告	7 2
議員派遣の件	7 5
散会の宣告	7 5

第 2 号 (9月25日)

議事日程	7 7
本日の会議に付した事件	7 9
出席議員	7 9
欠席議員	7 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
職務のため出席した者の職氏名	7 9
開議の宣告	8 0
議事日程の報告	8 0
議案第51号～議案第55号の質疑、討論、採決	8 0
議案第56号～議案第63号の質疑、討論、採決	8 1
認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決	8 3
議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について	8 5
日程の追加	8 6
諮問第2号の上程、説明、採決	8 6
閉会の宣告	8 7
署名議員	8 9

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第5回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（和解）
報告内容の説明・質疑
- 日程第 7 議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第13 議案第57号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

(第2号)

提案理由の説明

日程第14 議案第58号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）

提案理由の説明

日程第15 議案第59号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第16 議案第60号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第17 議案第61号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第18 議案第62号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第19 議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第20 認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第21 認定第2号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第22 認定第3号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第23 認定第4号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第24 認定第5号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第25 認定第6号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第26 認定第7号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第27 認定第8号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第28 認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第29 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	宗田雅之君	副村長	板垣良夫君
教育長	藤田充君	総務課長	矢吹かおり君
住民福祉課長	鈴木庄悟君	農林商工課長	我妻正紀君
地域整備課長	鈴木隆寛君	教育課長	渡邊敬君
村づくり推進室長	船木博枝君	代表監査委員	森洋君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

会長

古 舘 甚 子

書 記 緑 川 正 和

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第5回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員に出席を求めました。

次に、代表監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを配付しております。

また、8月8日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

議員派遣、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、発言を許します。
村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

今定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、令和7年度第5回議会定例会を招集申し上げましたところ、時節柄、何かとお忙しい中、ご参集賜り誠にありがとうございます。

連日の暑さが続いた今年の夏も9月に入り、朝夕は少し涼しさが戻り、秋の気配が感じられるようになりました。猛暑により収穫が心配されました米も順調に生育し、昨今の価格の高騰と併せて農家の生産意欲の向上、そしてこれにより耕作放棄地の解消につながることを期待したいと思います。命の源をなす食の重要性は誰もが知ることであり、その食づくりを担う農業を守り、推進することは大変大切であります。村では昨年、まめで達者な村づくり事業、環境に優しい循環型農業の取組が認められ、県内自治体初の環境大臣賞を受賞しました。この事業をさらに推進し農業の振興を図るため、今年の8月19日、民報新聞の一面に掲載されました有機農業を基本としたローカル農業の普及、魅力ある農業の取組に向けて進めているところであります。

今、国による水源地域を守る条例の制定が進む中で、村は500か所近い水源地を有し、人が汚さなければ汚れない自然環境豊かな村であります。このような中山間地域の有機農業の取組は大変重要な施策でありますので、有識者、農大などの知恵を借りながらローカル農業、次世代の若者に関心を持っていただける農業づくりを進めてまいります。

また、現在進めております義務教育学校建設に向けましても、子供たちが将来の夢に向かって羽ばたけるような学校施設を皆さんと相談し、村財政を鑑みながらできるだけ早期完成に向けて進めてまいります。さらに、ますます高齢化が進む中でありますので、医療、介護、福祉が連携し、高齢者に寄り添った村づくりを進めてまいります。

さて、本議会で審議いただく案件は、条例5件、決算9件、予算8件、報告2件の計24件であります。主なものとして、令和7年度一般会計補正予算では石井草・遠ヶ竜線及び林道高岩線の舗装補修工事、国の交付金を活用した子育て世帯応援給付金の支給、防犯灯のLED化に伴う修繕料の増額など、生活基盤の整備や住民の安心に直結する事業を盛り込んでお

ります。あわせて、財政調整基金や教育施設整備基金への積立も行い、将来を見据えた安定的な財政運営を図るものです。これにより、補正後の一般会計総額は、2億5,320万1,000円増額の37億7,509万4,000円となります。また、特別会計の補正案につきましては、前年度剰余金や滞納繰越分の整理を行い、基金積立、予備費の充実、設備修繕に充当するものであります。

さらに、監査委員の審査を経た令和6年度一般会計をはじめ、国保、介護、水道等の9会計の決算認定についてもご審議をお願いするものであります。詳細につきましては後ほどご説明を申し上げますので、議員の皆様には慎重審議を賜り、ご賛同いただきますことをお願いいたします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって

6番 森 隆之君 及び

7番 遠藤 貴人君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件について議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る9月5日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和7年第5回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、決算案9件を含む村長提出議案24件です。このほか陳情書1件は、鮫川村議会運営委員会に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、8名の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可するべきもの

と認めました。

会期については、本日9月18日から25日までの8日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月25日までの8日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例議会に通告どおり2点の一般質問をさせていただきます。

まず1点目、ペーパーレス、いわゆる紙媒体を使用せずに業務を電子データで進める会議の導入についてであります。

これらのペーパーレス化については、七、八年くらいになりますか、1回一般質問をしておりますが、改めてさせていただきたいと思います。会議には資料が付き物でございます。その作成や更新に多大な時間と労力が割かれております。資料の量も予算、決算資料、今般配付されました主要施策などの成果及び予算執行の実績ともなると厚さが何センチにもなります。どこの部署でも会議前の準備や終了後の資料の整理や保管が課題でもあります。会議のたびに大量に作成される資料の配付を止めることで、紙の使用量や印刷コスト、人件費を

大幅に削減する効果がございます。これまでのように資料の印刷、製本、配付が不要になります。緊急な会議にもすぐに始められ、直前の資料の差し替えにも対応しやすくなるなど、会議事務局の負担も軽くなります。重要な資料の持ち歩き、置き忘れによる情報漏えいを防止できるなど、メリットが多いのがペーパーレス会議でございます。

I C T化、いわゆる情報通信技術を活用してコミュニケーションを円滑にサービス向上などに生かすことですが、これらの流れの段階として、行政の持つ情報のオープンデータ、主に国や地方公共団体が公開している誰もが利用可能なデータの取組による情報の共有化とともに、できる限りのペーパーレス化は今後避けて通れない課題でもあります。

本村においても、可能な会議からタブレット端末、ご承知のとおり板状のコンピューター端末のことでございますが、スマートフォンとかノートパソコンの中間的な存在でタッチスクリーンで操作できる携帯情報端末を使ったペーパーレス会議を検討すべきと思いますが、村の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の1つ目、ペーパーレス会議の導入についてのご質問にお答えいたします。

本村では、既にノートパソコン等を使用したペーパーレス会議を導入し、庁内会議や打合せの場で日常的に運用することで、資料作成、配付作業の効率化や業務負担の軽減を図っているところであります。

議員おただしのとおり、紙の使用量削減による環境負荷の低減や印刷、配布作業に伴う人件費の抑制といった行政改革効果も期待されるところであり、限られた資源を有効活用しつつ、持続可能な行政運営を進める上でペーパーレス化は避けて通れない課題であると認識しております。このため、本村では令和4年度から庁内のD X推進本部を中心に庁内無線L A N環境の整備やW i n d o w s 10のサポート終了に伴うパソコンの更新の際に、ノートパソコンを導入するなどペーパーレス化の推進に向けた検討を進めてまいりました。具体的には、令和5年度にミーティングボード、電子黒板を導入し、オンライン会議や庁内会議での資料共有も可能とする環境を構築したことで、会議準備の時間を短縮し、業務の効率化につなげております。さらに、令和6年度には役場庁舎が全域及び公民館内に無線L A N環境を整備し、ペーパーレス会議を行う環境を構築しました。

また、職員が使用する業務用パソコンをノートパソコンに更新したことにより、職員間の

会議や打合せなどにペーパーレス会議を進めております。

今後も積極的にペーパーレス会議を実施し、業務効率化と環境負荷の低減の両立を図りながら、より効果的な行政運営の実現に取り組んでまいります。

以上、8番、北條利雄議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今、村長からご答弁いただきました。

今の答弁ですと、庁内の会議等についてはペーパーレス化を進んでいるということで、庁内については対応されていると思っておりますが、問題は庁内の職員だけじゃなくて、例えば、議会、行政区、それから教育委員会、そういう部分で、要するに庁内の職員以外の方が村の行政に携わる人たちが使用できるそういう段階に進むべきだと私は思うんです。つまり、いろんな行政、議会もそうなんです、ペーパーレス化によってやはり担当部局が作る資料を少なくする、閲覧すれば分かったら、そういうことが絶対必要だと思うんですね。

今年なんです、今年の住民健診で皆さんの問診票が開示されて、前年の記録を確認しながらタブレット端末で入力できる改善がなされております。職員の補助もございましたが、情報機器に不慣れな方も不安なく操作され、煩雑な問診が簡単にできると高評価を得ております。これらは一部ではありますが、担当課や住民の利便性に効果を発揮すべき、そして発揮することができるのがペーパーレス化なんだと思います。こういう部分で、住民が利用する、それから行政にいろんな分野で携わる人たちがやはりペーパーレス化によって会議が進められるということに、次の段階に私は来ていると思うんです。やはり一歩進んで、議会もそう、行政区長なんかもそうだと思います。それとか、民生委員会議とかいろんな組織がありますが、やはりここにもこれから導入してペーパーレス化して慣れてもらう、そのようにする段階に来ていると私は思うので、村長、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員のおっしゃることは本当にご理解できます。ただ、今の先ほども冒頭でご挨拶したんですけれども、高齢化が進んで高齢者がなかなか機械をこなす、これも大変難しいともあると思っております。そのためにも少し勉強会なども含めて検討していければと思っております。さらには、どうしても機械化、そしてA I化になると人と人とのコミュニケーション、お付き合いが本当薄れるんじゃないかと思っております。それらも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 一般にというか行政職員以外にはなかなか進まないということですが、実現すればペーパーレス化というのはまさに確実に効果が上げられるものだと私は思っています。まだ、紙のほうの方が安心と思いつている人もいますようでございます。例えば、いまだに紙で保存するほうがハードディスクやDVDといった電子記録媒体に保存するよりも安全だという声もあります。でも、膨大な紙の書類を処分するのは大変な作業ですが、電子媒体を壊すのは一瞬だからといった理由からであります。保存媒体としての信頼性は一部ではまだ紙のほうが高く評価されていることが伺えることも事実であります。

しかし、流れとしてはやはりもうペーパーレス化の時代に来ているということで、次の段階に進む、足踏みをしないで少しでもいいから前に進める工夫が必要なんだと思います。ペーパーレス化を実現するためには、パソコンやタブレット端末の操作などの技術面での問題解決だけではなくて、意識改革が大きな課題でもあると思います。エコロジーの観点からも、ペーパーレス化は今までもこれからも避けては通れない課題でございます。完全なペーパーレス化の実現は困難でも紙を減らすシステムの導入、それから不要なドキュメント、文字や図表、写真などを組み合わせて作成された書類、資料、記録、それらを記録したデータやファイルは印刷しないといった努力がペーパーレス化へつながると思います。

やはり鮫川村のペーパーレス化、庁内では進んでいるみたいですが、ほかの自治体に行きますと、かなりの会議で実際にもうペーパーレス化進んでいるんですね。だとすれば、鮫川村も次の段階としてやはりいろんな分野にペーパーレス化の事業を進めていただきたいと思えます。これは、時代の流れでしようがないと思うし、当然、操作に先ほども言ったとおり、慣れていない方もいられるのは事実でありますけれども、やはり流れとしても切替えの時期に来ていると私は考えています。ぜひいろんな分野でペーパーレス化の施行を続けていただきたいと思えます。村長、もう一度ご答弁お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 本当に私もペーパーレス化は自治体によっては重要な施策だと思っております。

村の書庫なども見ますと、もうデータで目いっぱいになっております。この後の書類を入れるのにも大変だなど思っているところであります。

また、災害時のデータ管理もやっぱりデジタル化によって管理をすることはかなり有効であると考えておりますので、今後検討して進めてまいります。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 私が言うまでもなくペーパーレス化の効果というのは社会の要請に応えることができる、それから職員の働き方改革も推進できる、そして業務を効率化できる、そして何よりも住民の利便性に効果を発揮できる、こういうことだと思うのでぜひ大変でもいろんな導入までにはご苦労があらうかと思いますが、ぜひ歩み出してほしいとお願いして、第1問目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目、文書決裁・文書管理システムの導入についてであります。

少子高齢化に伴う自治体職員の減少、国のデジタル化やコロナ禍を契機とした行政手続のオンライン化、電子機器がインターネットに接続された状態に対するニーズ、問題解決や目標達成のために必要としている要求の高まりを受け、行政DX、行政がデジタル技術を活用して住民の利便性を向上させ、行政サービスの質を高める取組は自治体に取り組む喫緊の課題となっております。予算編成から執行までには様々な組織をまたぐ手続が必要でもあります。調達、契約、支出などの各プロセス、物事の進め方、手順あるいは目標を達成するまでの工程において、組織、業務、システム、複数の要素が相互に影響し合い全体として機能するまで、まとまりや仕組みが情報を連続的に表現する方法の手続が多く発生し、手続の利便性や業務効率に課題が生じております。

ご存じのとおり、行政事務には、收受、起案、回議、決裁、施行、連携、保存、廃棄、移管、それから文書公開、電子申請、公文書管理などの主要な業務がございます。決裁の時間短縮や管理業務の効率化、目的の文書探索、紙文書の減などの課題が多くございます。文書決裁、文書管理が統合されることにより一元管理が可能ともなります。原本管理や改ざん防止、セキュリティー、財務会計との連動などが導入メリットがございます。システムの導入は文書インフラ、国や地方自治体間で情報共有を可能とする情報ネットワークとして必要でもございます。文書決裁・文書管理システムの導入についての村の考えをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條議員の2つ目、文書決裁・文書管理システムの導入についてのご質問にお答えいたします。

本村では現在、コスト削減を図るため、白河地方広域市町村圏整備組合管内の市町村が共同で調達した文書管理システムを導入しております。しかし、電子決裁機能につきましてはイニシャルコスト及びランニングコストの費用対効果の観点から、機能の導入を見送ってい

るところであります。次期文書管理システムの更新については2年後を予定しており、決裁時間の短縮による業務効率化や職員による円滑な運用といった観点に加え、導入にかかるイニシャルコストやランニングコスト、費用対効果など多角的な検討を踏まえた上で文書決裁・文書管理システムの導入を判断してまいりたいと考えております。

以上、8番、北條利雄議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今、ご答弁いただきました。

費用対効果ということが答弁されましたんですが、費用についてはどの程度、これらをやることによってかかるのかお分かりでしたらば、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長、船木君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長です。

今ほどのご質問ありましたイニシャルコスト、初期導入経費につきましては、概算の見積りで550万円かかります。そして、ランニングコストにつきましては、月4万4,000円で5年間の契約になりますので、264万ほどかかるというような試算になっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 費用対効果、550万ほど初期かかるということで月4万4,000円ほどかかるというお話でした。いずれにしても、行政の文書管理まで各職員が持っている仕事にもよりますけれども、文書を作成する、起案する、検索、閲覧、こういうこと、それから文書決裁、それから簿冊の保存、文書保存、それから場合によっては文書の公開、それから電子申請、公文書管理という形であるわけですが、やはりこういう部分では私も職員として行政の流れを経験した者でございますが、やはりものすごい量になるわけですね。これをやはりこれからは当たり前に行っていたやつを管理する、それから、財政の連動しながら管理していくということ、もう時代になっているんだと私は思うのです。

実際、私も監査もやっておりますが、ものすごい膨大な資料なんですね。こういうものも含めて、それから行政の決裁にかかる時間を短縮するとか、それからスピードアップ、それからいろんな文書の探索、こういうものやはり向上させるべきじゃないかという、もうそういうやはり時代がそういうふうに表示されているんじゃないかなと思うんですね。

確かに、費用対効果を見れば550万ほどかかるし、月の使用料もかかるということなんです。それが、それと比較して、これから文書管理までやるというからすると、いろんな部分でコストからすると逆に言うと、これ効果のほうが私は高いのかなと感じています。やはり、こういう部分もこの時代の流れとして、それと個々人の職員がいろんな事務事業の流れの中でやる起案するもの、決裁受けるもの、という部分では当然、場合によっては村長まで決裁を受けるものもあるんですが、そういう部分でのいろんな決裁文書をもっと簡素化して、きちんとした決裁ができる、こういうシステムというのはやっぱり必要だと思うし、最終的には文書管理も簿冊で管理するんじゃなくて、データでもう管理して探索もできる、もうそういう時代だと思うんですね。

この近辺の市町村でも決裁システムを導入している市町村もあります。市とか県はやっているんですが、町村はやっているところとやっていないところあるんですが、ランニングコストというか費用対効果もあるんだと思うんですが。ぜひやはりもう時代、そういう文書で1つの職場に最初から最後まで文書を全て、文書で保管しておくというもう時代じゃないような気がするんですね。

やはりこれは経費がかかったとしてもやはり簡素化したシステム改善、文書管理から決裁システムまで実現していくべきだと思うのですが、そういうことも含めて今後その部分は2年後を予定しているということなのですが、それは確実なんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 副村長のほうに答弁させていただきます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣君。

○副村長（板垣良夫君） 北條議員がおたのしいいただきました文書管理システムの更新につきましては、先ほど村長答弁させていただきましたとおり、2年後のほうを予定しております。北條議員のほうにおたのしいいただきました文書管理システム、文書決裁システムについて積極的な導入を図っていただければというようなおたのしいだっただと思います。先ほど、村づくり推進室長申し上げましたとおり、イニシャルコストとあとランニングコストが一定程度かかるというような答弁のほうさせていただきました。

あと、ほかの観点としては、現在、村の事業を決定したり、契約行為を結んだりする場合には、文書管理システムにおいて、発議書、起案、收受のほうについては文書管理システムを活用しまして、そこから印刷した帳票を課長、副村長、村長というように、文書を持ち回

りして印鑑による決裁のほう進めているところであります。

当然、北條議員がおただしのとおり、係員としては文書に1回印刷してから持ち回りで決裁していくというのは一定程度、事務負担はかかって職員の負担があるということも事実だと思えます。

一方で、そういった係員が上席に対して文書を印刷して、この事業の実施の経緯とか背景、目的、そして効果を直接上席にコミュニケーションとして説明する、副村長、村長に説明するというプレゼンテーションの能力という職員育成の観点からすると、こういったアナログ的な取組を継続的に進めるということも一定の利点、メリットがあるというふうに考えております。

村としては、そういったイニシャルコストとかランニングコスト、財政的な視点や職員が実際にアナログでやった場合と、あとデジタルで文書決裁行った場合のメリット、デメリットを他市町村の事例とか県の事例等をよく調査しながら、今後検討、研究のほうを進めていきたいというふうに考えております。

答弁は以上となります。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ただいま副村長からランニングコスト、それから職員が決裁文書を持って課長以上、副村長、村長まで持っていくコミュニケーションを図りながら決裁を受けるんだということ、当然分かります。分かりますけれども、やはりその部分も当然当たり前の決裁文書じゃなくて、やはりコミュニケーションはやり方によってはそれ以外でも取れると私は思うのです。昔、当然そういうものの課長に村長に副村長に、教育長にもそうなんです、職員が決裁文書を持って行って、それについてのいろんなお互いにコミュニケーションを図りながら決裁を受けるという話、それも大切は大切なんです、本当からいくとね。

ただ、村長がいない、教育長がいないとするときに後に決裁文書が残るということもあり得ることなんです。やっぱり業務を進める上ではやはりどこからでも決裁できる、例えば県に出ている県の外から村長が決裁できる、そういうことだって可能なんです。だから、そういうことも含めると、どこに出張しようが決裁できるというのは、常に毎日居場所は違って決裁できるということも私は業務の上では必要だと思うんです。村長が実際いないともう決裁できないよとか、副村長がいないと決裁できない、教育長がいないと決裁できないじゃなくて、村外に出ている外から職員が発議したものをきちんと見て決裁できる、そういう私は時代なんだと思うんです。下手すると、車の中から決裁できるかも分からない。

そういうことも含めて、これすぐやれというわけにはいかないのであれなんです、コミュニケーションも当然職員と使用者である村長、教育長の話しながら事務事業の流れ、いろんな話をコミュニケーションを取りながら進めるというのも大事ですけれども、やはり操作をして物事を決める決断が確実に早めに行けるとということから含めると、やはりコミュニケーションを図るんだからいけないとできないよって話じゃなくて、やはりもう外からでも決裁できる、そういう状況というのはこれから必要だと私は思います。

副村長、せっかく答弁いただいたんですが、県は知事決裁までいくまでに決裁は全てコミュニケーションを取ってやられていることとか、その辺はわかりますか。分かる範囲で結構でございますので、ご答弁いただきます。

○議長（前田武久君） 副村長、板垣君。

○副村長（板垣良夫君） 今、北條議員からおたしいいただきました県の場合の決裁の状況について、例えば、知事の決裁を受けるに当たってどのような決裁の仕方をされているのかというおたしいにつきまして、県の状況としましては、一昨年度あたりぐらいから文書決裁について、電子決裁システムを導入のほうをさせていただいております。まさに、北條議員がおたしいいただいた電子決裁のほう県のほうでも導入しているところでございます。

実際、私も県にいたときには電子決裁システムを使いまして、そこに文書を全部PDFデータで取り込んでそちらを登録してから上席のほうに電子決裁で申請のほうをして、私の場合、ちょっと知事になかなか決裁得るといようなちょっと事務はなかったんですけども、部長まで電子決裁いただいて実際事業を実施したり、何かしらの意思決定をさせていただいたところでございます。

知事についてはちょっと残念ながら、ちょっと私の担当職務の中でそういった知事の決裁を得るところまではちょっとありませんでしたので、そこについてはちょっと答弁はできないということで答弁のほうさせていただきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

県は副村長の話ですと、知事に直接受けるということはずなないにしても、部長とか担当部局の部長あたりまでは受けたと思うんですが、そういうことで、県も文書決裁も含めて多分管理システムも導入されているんだと思うんですが、そういうふうに改善されています。当然、組織も違います。鮫川村と福島県の組織が全く違うからという話じゃなくて、やはり

この小さい自治体であってもやはりそういう時代の流れとしてあるし、やはり2年後予定するというお話、ご回答いただきましたけれども、やはりその準備までにやはりそのシステムを導入する上で、漏れのないような導入をしていただければと思います。

私もネットとか閲覧しているんですが、いろんな小さな自治体でもやっているんですね。福島県でも小さなうち鮫川と同等くらいのところもやっていますし、それで効果というか、デメリットよりも効果のほうが高いという話が多くされていますので、これ費用対効果もあってランニングコストもかかるでしょうけれども、やはりもう時代の流れとしてももう前向きに進める、2年後にやるということなんですが、ぜひこういう部分で文書決裁するから文書管理システム、こういう考慮をいただいて、やはり導入に向けて、今、庁内のこともそうなんですが、ぜひこれから自治体の業務改善も含めて、業務改善とか決裁のスピード、それから文書保管、こういうことも含めてやはりもう私らではちょっと考えられないようなスピードで物事が進んでいますし、やはりこれはだからといってそのままにしておくわけにはいかない、時代の流れでそういうふうな時代が要求するようになってきていますので、やはりそれに見合った形でいろんな文書管理、決裁システムも改善していただいて、とにかくその余った業務を住民に直接サービスいける部分に力を注いでいただいて、自治体の発展にご努力いただければと思います。村長、最後ですが、この文書決裁・文書管理システムの導入も含めて、村長のまとめとしての考えをご答弁いただきたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） お答えします。

メリット、デメリット、そして費用対効果を含めて職員と相談しながら今後進めていきたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

いずれにしても、今回の質問、2つ、ペーパーレス会議と文書決裁、文書管理のお話でしたが、いずれにしても、そういう時代の流れとして進まなきゃならない。今回は質問しなくて議会側の対応もあるのですが、例えば、今日これ私一般質問しているんですが、ほかの多くの自治体では、今日は傍聴者、記者の皆さんだけですが、やはり傍聴する人が少ないということもありまして、多くの自治体で議会の録画配信とか生配信とかということもやっております。これは議会でも考えろということもあるんですが、やはりそういう部分では、議会側と村のこの議会もそうなんですが、質問する側、答弁する側の配信というのがやはり、私た

ちも当然考えなきゃならないですが、やはりわざわざ議会に足を運ばなくても配信して、閲覧できるそういうシステムというのはやはりこれから必要なだと私は思います。私も議会のほうに後で提案したいと思うんですが、やはり録画配信とか生配信まではいくかどうかちょっと分からないんです。そういう時代です。そういうことで、こういう情報システムも含めてこれから改善していかなければならないと思います。

以上で、ペーパーレス化とそれから文書管理・文書決裁のシステムの一般質問を私のほうから今般の質問終わらせていただきたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

◇ 緑川 茂君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

今回の9月定例会におきまして、通告どおり2件の質問をさせていただきます。

最初の質問は、農村公園の維持管理についてであります。村内に5か所ある農村公園は、それぞれその地域の特徴を生かして造られておりまして、地域住民の憩いの場として活用をされております。施設の維持管理は、村からの委託により各地区で草刈りなどの管理をしています。この草刈りを通しまして、地区民同士のコミュニケーションを図ることができたりと、それから連帯感が生まれるといったような効果とさらには地域活性化の面からも大変意義のある施設であります。例えば、真坂農村公園は、主要地方道、棚倉・鮫川線に面した場所にあります。時々通行車両のドライバーが休憩に利用していることもあります。

また、公園内にある取上石という大きな石が安産祈願としても知られていることから、時折、遠方から参拝に来られる方も見受けられます。こういったこともありまして、真坂地区では年間4回から5回、これ通告書では5回から6回ということで通告をしましたが、これは訂正をさせていただきます。4回から5回ほど地区全戸の参加によって草刈りや植木の剪定などを行い、景観維持に努めております。

その一方で、地区内も高齢化が進んでいく中におきまして、今後も維持管理を継続していくためには、村からの委託料が少ないというような指摘もございます。真坂農村公園の場合を述べましたけれども、各農村公園ごとに管理状況と委託料が異なります。ちなみに、真坂の場合は、平成8年にできた当初から年間2万円ですが、管理に要する経費なども上がっていますので、地区の負担面も考慮する必要があるものというふうに思っております。

このようなことから、各農村公園の管理の現状に応じた維持管理費となるように見直すべきであると思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の1つ目、農村公園の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

農村公園は、議員おただしのおり、地域住民の憩いの場を提供するとともに、地域コミュニティへの育成を図ることを目的として整備された公園であります。各公園においては、地域住民の皆様の献身的なご協力により、草刈りや植栽管理などが適正に行われており、この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

維持管理料につきましては、公園敷地の面積と管理内容、草刈りの回数やトイレ清掃の有無などを基に金額を定めて、管理報償費として支出しているところであり、現在の維持管理料は平成28年度に改定以降、見直しを行っていないのが現状であります。

近年の物価高や人件費の上昇などを踏まえ、現状に即した維持管理料へと改定する必要があると認識しており、今後見直しをしてまいりたいと考えております。

以上、9番、緑川茂議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

○9番（緑川 茂君） 見直しを行うということでございます。この真坂の場合は平成8年といたしますと、今から29年前にできた公園であります。当時は面積は約2,800平米あります。2反8畝ということになりますけれども、当初はほとんどが野芝の張り芝が張ってありまして、それから通路は敷砂利、そういったことで草が生えないような造りになっておりました。それから中央にある池もかなり広く、管理にはそんなに手を加える必要がないというような状況でありました。

ところがやはり年数を経るとともに、芝生の場合、張り芝の部分がやはり雑草に負けまして、だんだんと雑草部分になってきてしまったと。それから、池の部分もあれだけ広がった池が今では本当の狭い川の部分になっていると。その分そういったそこに今度は草が生えてほとんどの面積、現在では草刈る必要がございます。

これは金額の設定、今の答弁でありましたように面積とかそれから管理の状況、こういったことで設定したということでございますが、それからもうしばらくたっているわけですね。そういったことでぜひ、そういうお願いしたいと思っております。この委託料が2万、ですから今

言いましたように、当初は大した管理をする面積が少ないということで、多分2万に設定したのかなというふうには私は思っているんですが、この委託料なんです、江竜田農村公園の場合は34万円となっております。これは近くにある江竜田の滝の関係の管理も含めた委託内容かなというふうには思っております。そのほかに、墓地石山農村公園、それから戸倉公園、それから遠ヶ竜公園、そして真坂と4か所あるわけですけれども、これが4万円から2万円ということで、とにかく今の時代の管理の内容からしますと本当に低い状況でありますので、ぜひ、その辺お願いしたいと思えます。

それから、せっかくこういうふうに造ってもらった施設でありますので、その施設の活用、そういったことが重要になるかと思いますが、この公園の活用面からしますと、真坂では毎年11月下旬には公園内にイルミネーションを設置いたします。今年も東京農大生が来られて一緒に設置作業をするのかなというふうには思っておりますが、このイルミネーションの設置によりまして、年末年始期間中、地域内を明るい雰囲気にするとともに、県道を通行される方々にも大変楽しんでいただいているというふうなことで、好評を得ているというようなお話も伺っております。

このように、農村公園を有効活用しながら地域の活性化を図ろうとする地区民の熱意であったり、あるいは努力といったことが報われるように行政側としても目を向けていただきたいと、このように思うんですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 真坂農村公園、私もあそこよく前通ります。本当にすばらしくきれいに管理しているなという思いでいます。また、今、緑川議員からお話あったイルミネーション、これも本当にあそこを通る人を楽しませていただいております。そして、東京農大との連携によって、ああいう草刈り作業をやる取組も私はすばらしいなと思っております。そして、また、子供から高齢者まで今デジタル化によって、人と人とのつながりが本当に少なくなっている中で、ああいう場所を利用してコミュニケーションを図るということは本当に有効活用だな、ああいう場所を利用した有効活用だなと思っております。今後ともそれらを含めてしっかりとサポート、検討してまいりたいと思えます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 今、ご答弁いただきましたけれども、この地区の方々もああいった公園を造っていただいたということには大変ありがたく思っております、ボランティアといった意識を持ちながらも、作業当日、例えば、都合により作業に出られないというような場

合は、出不足金を支払うという取決めをしております。こういったことをしてまで、地区全体で管理をしております。地区民が協力して、これから先も管理をしてそして守っていきこうというような意欲喚起のためには、やはりある程度理解を得られるような委託料にぜひ改めていただきたいとこのように思います。

以上で1つ目の質問は終わります。

次に、現村政の実績評価と今後の抱負についてお伺いをいたします。

2年前の8月、少子高齢化対策など様々な課題を抱える中で、宗田村政がスタートしました。就任以来、厳しい財政の中、村をよりよくしたいというような強い信念とそしてまた、掲げてきました公約実現のため、指導力を発揮してまいりましたその姿勢は認めるところであります。

任期の中間点を迎えまして、改めて宗田村政の前半2年間を振り返るとともに、今後の抱負についてお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 緑川議員の2つ目の質問、現村政の実績評価と今後の抱負についての質問にお答えします。

まず、実績評価ということですが、これ評価は村民が私にするものであって私からは評価は避けたいと思います。ただ、私が村長になった思いと今までの事業経過とそして、今後の思いを述べさせていただきたいと思います。ちょっと長めになると思いますが、よろしくお願い致します。

私は2年前、人口減少、若者が多く村外に流出する中で自分が生まれ育てていただいたこの鮫川村を何とかしたいとの思いで、村長選に立候補させていただき、多くの村民の皆様のご理解とご支援を賜り村長に当選させていただきました。当選後、最初にしたことは職員にお願いした挨拶です。職場の雰囲気や来庁する方々が気持ちよく来庁し、帰っていただくためには挨拶は大変大切でありますので、今後も折に触れて、指導をしてまいりたいと思います。

また、村を維持し、将来につないでいくためにも人口減少施策は緊急な課題との考えで、通勤や通学費など多くの生活費がかさむ子育て世帯の皆さんの経済的負担軽減のために、給食費の無償化、各教科の検定料の全額支援を実施したところであります。給食費の無償化は、私の選挙戦の公約でもあり、今様々な境遇の中で生活している子供たちの心身の成長に必要な

な給食が家庭の経済的状況によって左右されることはなく、提供できることに大きな意義があるものと考えます。

さらに、おいしいもの、美しい景観のあるところには、必ずや人は集まってきます。そのためにも、既存の景観の見直しと環境整備は大切であり、今年度さらに村の温泉、さざり荘の周辺にモミジなど多くの村内外の皆さんのお力添えを得て、植栽いたしました。これにより、温泉とモミジなどの景観が楽しめる美しいパノラマが仕上がり、広がり、多くの人に来るものと確信しております。

また、食づくりにおきましても、村の豆、ふくいぶきと大玉村のお米、福、笑いのコラボによるふく福みそや充填豆腐など新たな商品の生産、既存の商品のパッケージの見直し、そして、新たな販売先としてハワイアンセンターや湯遊ランドとの協定など、村担当職員、手・まめ・館職員が日々努力、奮闘しているところであります。

さらには、昨年から進めております保育園留学におきましても、今年度は9件もの予約があり、定住や2拠点居住につながることを期待しております。

また、冒頭の挨拶でも触れました農業への施策は、食の安定供給の確保、多面的機能の発揮の面でも大変重要な役割を担っており、豊かな風土を生かした有機農業の推進によるブランド化を図ることは、今後の農業経営に大きな希望を見いだすことができるものと考えております。そのためにも、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援するとともに、生産基盤の継承、強化等支援していきたいと思っております。

今後も教育課程の教育環境の整備、景観や食づくり、保育園留学などによる関係人口の創出、道路網の改修、改善、そして、ますます高齢化が進む中でありますので、高齢者への対応など多くの課題解決に向けて、議員の皆様にご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上、緑川議員の2つ目のお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 今、村長のほうから村長になるための思いとかそれから今まで取り組んできた内容を細かに説明をいただきまして、また今後です、取組方、そういったことの力強い展望といえますか、そういったものが述べられました。

今、村も本当に人口減少と少子高齢化、こういった問題がありまして、本当に悲観的になる要素、こういうのがあるわけなんですけど、でも、こういった問題はどこでも抱えている問題でありますので、こういう悲観的なことばかりも言うてはられないということであると

思います。幾ら人口が減っていくといひましても村は存続するわけでありまして、やはりある程度積極的な将来に向けての運営、こういったものが必要になるのかなと思います。我々も行政の監視をする役割を担っておるわけですが、そういう監視を果たしながらも、これから大変なこれからの若い人たちが将来に夢を持てるようなことをお互いにやっぴり力を合わせて取り組んでいく必要があるのかなと思います。そういった意味で今、村長からそういったお言葉を述べられましたけれども、ぜひ、村政のかじ取り役として遺憾なく力を発揮していただきたいとこのようにお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

私のほうからは、2つ一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目でございます。

村の鳥獣被害対策についてでございます。昨今、ニュースなどで話題となっている鳥獣による農作物が荒らされる被害や熊の被害など、野生動物の生息域も変化しております。村では鳥獣被害防止計画を策定して対応に当たっていると思いますが、以下の3点についてお伺いいたします。まず、1つ目、被害の通報を受けたときからの流れ、フローです。2つ目、熊が対象になっていないが、その対応です。3つ目、駆除を依頼する猟友会との連携やハンターの育成でございます。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6番、森隆之議員の1つ目、村の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、鳥獣による農作物が荒らされる被害が頻発しており、加えて、野生動物の生息域の変化に伴い、本村においても7月24日に熊の目撃情報も寄せられ、防災無線による注意喚起を行ったところであります。

質問の1点目、被害通報後の流れについてであります。住民から被害の報告があった場合には、有害鳥獣捕獲依頼書を作成し、対象鳥獣の鳥獣の種類、被害を受けた農作物等の種類や面積などを記載した上で、村鳥獣被害対策実施隊にファクスで報告いたします。その後、

実施隊による現地調査を経て、必要に応じてわなの設置や巻き狩りなどの対応を実施しているところであります。

質問の2点目、熊への対応についてであります。現行の村鳥獣被害防止計画には熊は対象鳥獣として位置づけられておりませんが、7月30日付で県南地方振興局より熊の目撃情報発生時の対応フローが示され、今後はこのフローに沿って本村と県、警察及び実施隊が連携し、対応に当たることとしております。

最後に質問の3点目、猟友会との連携やハンターの育成についてであります。郡内では、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会が立ち上げられ、鳥獣被害の防止対策講演会の開催や被害防止対策器具の共同購入など、猟友会を含む関係機関が広域的に連携し、取組を行っております。また、ハンターの育成においては、狩猟部門における後継者不足が大きな課題となっており、狩猟免許の新規取得者に対して費用の一部の助成を行うなどハンターの育成を後押しする取組を進めているところであります。イノシシのみならず、熊への対応には銃器が必要であることから今後も猟友会や関係自治体と連携し、課題解決に向けた方策を検討してまいります。

以上、6番、森隆之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） ありがとうございます。

まず、1点目の通報を受けたときからの流れなんですけれども、住民から村に来て、村から必要書類を作成してファクスで依頼するという形かと思うんですけれども、村民としましては、農作物が荒らされたり、イノシシが目撃された時点で現状、村のどこに連絡していいかわからない、村には電話はするんでしょうけれども、そこは何課が対応しているのかかわからない、そういうものもありますので、直接、例えば、被害の実施隊のメンバーの家に電話が来たり、どうにかしてくれよということが多々あります。なので、できれば窓口を専用のダイヤルとすぐに対応できるような特別なものにしていただきたいんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 対応のシステムですね。担当課長のほうから説明させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、我妻君。

○農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

おただしのとおり、村民の皆さんがすぐ通報できるような体制というかお知らせしまして、

農林商工課窓口ですよという誘導を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 例えばの例なんですけれども、私たち議員で研修に行ったとき、西会津町なんですけれども、そこに村のLINEがあるんですよね。LINEの中で、村民が鳥獣目撃しましたよというのをその位置情報でLINEに入力すると、それが町や村のほうに情報が流れてくると、今ここで見ましたよという地図アプリ上でお知らせするんですけれども、そういった方法もあるかと思うんですけれども、村のほうではいかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 本当にそのシステムもいいなと私も今初めて聞きました。これから検討して進めていければと思います。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 窓口とか目撃情報、もうちょっと整備していただいて、広く周知していただきたいと思います。

2点目なんですけれども、2点目のほうの熊が対象になっていないがその対応ということで、熊も県南のほうから県のほうから通知があったということだったんですけれども、今年の4月に改正鳥獣保護管理法が改正されまして、9月1日より施行されました。主な内容としまして、変更点としまして、緊急銃猟制度の導入ということで、「熊やイノシシが人の生活圏に侵入し生命に危険が及ぶと判断された場合に、市町村長の判断により狩猟銃での捕獲することが可能になった」とあります。実際、こういう場合があるかどうかはちょっとまだ分からないんですけれども、万が一、熊とかが鮫川村に侵入してきて教育施設、あと公共施設に立て籠もった場合、それは駆除するしかないと思うんですけれども、そういった場合の市町村長の判断、発砲の許可が今度、市町村長の権限でできるとなると、かなり責任が重くなるのかなと思います。そういった場合、警察の立会いの下、どういった状況で許可できるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） これも結構、今、報道関係で話題になっております。本当にこれ難しい判断だと思います。ですから、私はもしそういう場に遭遇したときには、私個人的な考えで申します。私、そして、これ防災、火事なんかも職員もみんな入ります。その職員とも相

話し、また警察を入れて、ある程度単独の判断ではなくて大勢の方の判断をあおって判断したいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、なかなか重い判断だと思います。もちろん、銃を持っている方もそれなりに経験がありますので、危ないかどうかというのを判断ありますし、鉄砲の所持をする時点でいろいろな試験がありますし、年に1回の更新、安全講習みたいなのを受けて弾が飛んでいかないように裏に何メートル以上の土手があるとか、そこで壁があるとかというのを基準に発砲するんだと思うんですけども。

もう一つは、村長が発砲していいよということを命令したときに、そのハンターが自分の意思で多分拒否できることもあると思うんですよ、危ないとなると。そういった場合に、拒否した場合はいいんですけども、発砲して万が一、事故が起こったときに、そのハンターが、北海道で事例ありましたけれども、猟銃の免許の取消し、自治体では判断したんですけども、警察のほうから猟銃が没収されたとそういう資格が剥奪されたと、そういうふうにならないように警察との連絡とか意思の疎通というのはできるんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） まだ、そこまで私も知識として入っていませんので、今後勉強して警察とも。あとは、これ県ともお話ししていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、ハンターの人たちも命をかけて駆除をしているわけなんで、そちらのほうの守るというほうも考えていただいて、また、村長の判断も重くなると思うんで、冷静な判断で対応していただきたいと思います。

それでは、3点目なんですけれども、駆除を依頼する猟友会との連携やハンターの育成ということで、今、わなの資格を取ったり、鉄砲の資格を取ったりするのちょっとわなの補助、資格の取得の補助をされていたかと思うんですけども、今現在見ていると、資格を取ったのはいいが資格だけ持っているハンターの方、実際現場に出ていない、経験がないという方もいるかと思います。ペーパードライバーではないですけども、ペーパーハンターみたいな形、そういったところに補助を出して取らせるのはいいんですけども、そのほかの条件もつけないと。例えば、年間にイノシシの駆除に何日以上出てくださいよとか、そういった

形でお願いをして初めて補助を出したほうがいいのではないかなと思うんですけれども、その点についてお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 駆除に関しましては、森隆之議員のお父様には大変お世話になっております。村で一番恐らく捕獲しているのではないかと考えております。そういう中で、ペーパー的な、要は免許だけ取って協力しないというお方もいるというお話、今お伺いしました。これはもう今後本人にしっかりと働きかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、なかなかやっぱり実践に出ないと危険度も分からないですし、いざとなった場合の信頼というのも鉄砲を撃つわけですから信頼関係成り立って発砲しなきゃいけないんで、そこも危険だなと感じますので、そのような形でお願いしたいなと思っております。

もう1点なんですけれども、村として猟友会に昨年度の実績を見ますと、いろいろお支払いしている部分があるかと思います。それで、今現在、ハンターの駆除された方に直接村として口座とかに振り込んでいるのか、それとも何らかの団体を通じてお金等を補助金を振り込んでいるのか、その点お伺いしたいと思っております。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） ちょっと詳細分かりませんので、担当課長にお答えさせます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、我妻君。

○農林商工課長（我妻正紀君） 農林商工課長です。

イノシシ捕獲やら猟友会の活動費という形で村で補助はあるんですけれども、それについては猟友会のほうの口座にまとめて村側から振込という形になっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 団体にまとめて振込という形だとは思いますが、やっぱり消防のほうも今回そうなんですけれども、班のほう分団のほうに振り込んでそこから団員にいくという形はあったんですけれども、やっぱり個人口座のほうに振込になりましたよね。それは何らかの原因があって個人口座のほうに日当等振込になったと思うんですけれども、猟友会のほうも私も詳しくは分からないんですけれども、やっぱり村としての補助金ですから

契約された人、ハンターの方に口座ないしそういうのを聞いて、直接支払いをしたほうがいいのではないかなというような考えがあるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 個人口座振込については、担当課と相談しまして今後検討していきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） そうですね、これも間違いがないようにできるだけ明瞭に担当課から直接依頼された方に振り込むという形がいいのかなと思いますので、再度ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、私の1つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

中の沢集落センターのインフラ整備について。中の沢集落センターは村の施設であり、現在、中の沢地区に貸し出しております。当然、維持管理費用は地区で支出しております。しかし、近年、水源が細くなり大切な水の確保が難しい状況でございます。飲料水はもちろんトイレ等に影響を及ぼす可能性がございます。また、中の沢集落センターは災害時の避難所にもなっております。このような実情であるため、村でインフラ整備を進めていただくことはできないのか、お伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 森隆之議員の2つ目、中の沢集落センターのインフラ整備についてのご質問にお答えいたします。

中の沢集落センターの水源につきましては、これまで現地において水源タンク内の水量状況を確認してまいりました。その結果、水量が減少傾向にあることは事実であり、地域の皆様からも集落センター近辺では水不足の状況が進んでいるとお話をいただいております。また、ボーリングを試みても水が出ない可能性が高いというご意見もお伺いしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、中の沢集落センターは災害時に自主的に避難する一時避難所として位置づけられております。このため、村といたしましては、飲料水の確保策として防災用のペットボトルの水を集落センターに備蓄しているところであります。また、特にご不便をおかけしているのは、水洗トイレ用の水であるとお伺いしております。この課題に対応するため、今後、中の沢地域振興組合の皆様と協議を重ね、安定的な水量確保のた

め、具体的な方策について検討を進めてまいります。

以上、6番、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 皆さんご存じのとおり、中の沢地区は簡易水道が来ておりません。簡易水道というのは、皆さんご存じだと思うんです。これは人口5,000人以下の水道、上水道というのは5,001人以上の水道となっているんですけども、村がこの簡易水道事業、今後新たに行うとなると莫大な資金が必要になります。ましてや、水道管が老朽化して新しい管に換えなきゃいけない中で、なかなか水道事業というのは前に進まない状況でございます。

そのため、うちのほうの中の沢地区では、水源として山から水をためるか、あと井戸、ボーリングで井戸を掘ってそこから飲料水を確保するという方策で進めてはおります。中の沢集会所も井戸、ボーリングを掘れば何とかあの辺の周辺は水が確保できるんじゃないかということで、そのことについてちょっと話合いもありました。ただ、費用がすごくかかるので、なかなか地区としてはそこまではできないので、村のほうでもちょっとボーリングという方向でお願いできないかなというような話もあるんですけども、村のほうではその点についてどうお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私も地域の方とはよくお話しするところではあります。

まず、ボーリングの件に関してでございますが、先ほど答弁で申したとおり、やっぱり地域の人でボーリングしてもここは水が出ないんじゃないかなという思いもあります。ただ、それはやってみなきゃ分からない可能性もあります。

また、今、水の飲み水に関しては、あそこに保管してあると。あと、トイレ、これに関してはいろいろな施策があるのかなと思っております。昔は、集会所の後ろに人家があったものですから、奥から田んぼなんか耕して水が来ていました。今はもうそこもう廃墟になっちゃって誰もいないものですから、その水も期待できない。そういうときにトイレだとか何かを考えたときに、私の一つの考えなんですけれども、ボーリングもこれ一つの策だと思いますが、川から水を引っ張るといふ、私のうちも店で使用する水は全て川から引き上げております。これも一つの策かなと思っております。今後、含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 何より今大事なのは村、全国どこを見てもやっぱり水というのが大事ですよね。水の確保というのが大事です。万が一、自分の土地が誰かに買われてしまったり、

そこで水が止められてしまったりすると、大変な状況になってくると思うんですけども、やっぱり村としてもこういう施設とあとボーリングと水が確保できる場所は、今後、村としても守っていかなくちゃいけないのかなと思っております。何より大切な水であります。それで、最後に確認なんですけれども、一応、ライフラインの水に関しては、村で対応するという形でよろしいでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） どんなに人が1人でも10人でも100人でも、やっぱりその人の生活を守る、その地域を守るというのが行政の仕事だと思いますので、しっかりと対応していければと思っております。

○議長（前田武久君） 6番、森君。

○6番（森 隆之君） 中の沢集落センターも対応するという形でよろしいでしょうか。

○村長（宗田雅之君） はい。

○6番（森 隆之君） 分かりました。ありがとうございます。

私のほうは以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 森 田 重 男 君

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

○5番（森田重男君） 5番、森田です。

今回の定例会において、通告に基づいて一般質問を述べさせていただきます。

朝日山登山道の環境整備について。本村に誇れる朝日山は、山頂から唯一、太平洋が一望でき、また富士山が見える山である。最近、登山ブームとなり子供から高齢者まで多数の登山者が訪れています。しかし、残念ながら、登山道は草木が生い茂り、歩くのも困難な状況になっており、特に西側はひどい状況である。私も何度か行って見てまいりました。途中、橋などもあるんですよ、何か所か。橋というか小川が流れていてそこに板橋が架かっているんですね。それがちょっと老朽化しているところもあります。ひどい状況であります。交流人口、関係人口を図る上でも大事なことであり、本村の観光施設、鹿角平観光牧場、さぎり荘などに寄り道をして大きな利益をもたらしてくれると思います。本村の豊かな自然、景観をアピールするためにも環境整備が必要と思うが、村長の考えを伺います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員の朝日山登山道の環境整備についてのご質問に対し、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、朝日山は山頂から太平洋を望むことができ、冬期には富士山を見ることができるなど、本村を代表する貴重な観光資源であります。眺望のみならず、登山道にはブナ、ナラといった落葉広葉樹が群生し、野鳥のさえずりやサンショウウオなどの貴重な動物を観察することができます。また、小学校では毎年4年生が環境学習の一環として登山を行い、自然に親しむ場ともなっております。

登山道の環境整備につきましては、平成26年までは青生野区の皆様により、西口側の草刈りなどが行われてまいりました。その後、村がシルバー人材センターに委託し、草刈りのほか湧水箇所の整備や支障木の除去など登山者の安全確保を担っていただいております。引き続き、シルバー人材センターへの協力を得ながら本村の豊かな自然景観を守り、安全で快適に登山を楽しんでいただけるよう登山道の適切な維持管理と環境整備に取り組んでまいります。

あわせて、交流人口や関係人口の拡大、さらには観光振興へとつなげていくことを期待しながら努めてまいります。

以上、5番、森田重男議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 先ほどお伺いしました板橋とか傷んでいるんですけども、その辺の予算というか考えはどうなっているのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 管理というかシルバーセンターが結構入ってやっていたものですから、ちょっとそこまで私は見えなかったんですけども、しっかりとそれが傷んでいる場合は対応していきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） よろしくお願ひします。

あと、朝日山の登山道のパンフレットが何かないような感じするんですけども、パンフレットを作成してもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

あともう1点、朝日山の頂上付近はツツジが現在、伸び放題となっております。それで、

いずれは太平洋も見えなくなる、富士山も見えなくなるんじゃないかなと心配されますので、その辺も考えて答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） あれだけきれいな朝日山、パンフレットがなかったというの私も気がつきませんでした。大変申し訳ありません。早急に対応していきます。

また、樹木の伐採に関しましては、担当課と相談しながら進めてまいります。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） よろしくをお願いします。

あと、先ほど村長さんも言ったように、鮫川小学校で毎年4年生が朝日山に登っていると聞いていますが、西口登山道は久慈川の源流であり、サンショウウオ、多数の生物、山の小鳥が観賞できる野外活動の場であるので、非常に大切なところと思っています。教育長さんの意向を伺いたいと思います。

○議長（前田武久君） 5番議員、教育長への質問はここに載っていないということで、あれなんですけれども、特別今日は許可しますので。

教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） ありがとうございます。

議員がおっしゃったように、鮫川小学校の4年生が毎年登山をしております。案内は村内の方の地域人材の有効活用ということで判断をいただきまして、登山のみならず、そこに生きている生物や樹木、そういうものもご指導いただきながら子供たちが楽しんで学習に励んでおります。そのことが大きな子供たちの郷土愛や環境に対する自然に対する愛着を生んでいるものと思いますので、今後とも引き続き、学習活動の一環として小学生の登山を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田君。

○5番（森田重男君） 本当に急に教育長さん、答弁申し訳ないです。

朝日山の環境整備には一層力を入れてほしいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（前田武久君） ここで13時まで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 引き続き、一般質問を行います。

1番、窪木浩一君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

○1番（窪木浩一君） 1番、窪木でございます。

通告どおり、公立学校等複合施設整備事業の規模や予算の見直しについて質問をさせていただきます。

前回、定例議会にて公立学校等複合施設整備事業の必要性を問わせていただきましたが、ご説明のあった計画予算が大変莫大であり、土地の造成は総費用に含まれていないようでしたが、それらを含めるとさらに予算は膨れると予想できます。計画進行中の義務教育学校を第一に考えるのであれば、併設する施設建設が計画にはありますが、必要性、有用性の面から選定を見直し、土地造成も可能な限り現状の土地を生かすように予算や工事計画を改めてスリム化、または見直すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

また、あわせて、本計画の完済を迎える25年後までの財政シミュレーションをご提示いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員の、公立学校等複合施設整備事業の規模や予算の見直しについての質問につきまして、公立学校等複合施設整備事業の規模や予算の見直しについては、最初に教育長から答弁させます。その後、財政シミュレーションについて私から答弁させていただきます。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 1番、窪木浩一議員の、公立学校等複合施設整備事業の規模や予算の見直しについてのご質問にお答えいたします。

鮫川村公立学校等複合施設整備事業における義務教育学校建設につきましては、現在、基本設計が出来上がったところでございます。

予算については、これまで村の基金や国からの交付金、地方債の活用を図りながら、村のその他の予算及び事業を圧迫しないよう、将来の財政状況をシミュレーションし、複合施設整備事業において義務教育学校の建設を先行し、用地造成を含め、総事業費約32億、地方債借入17億の予算をもって事業を進めるとしたところであります。

一方、義務教育学校の建設予定地につきましては、これまで旧修明高校、鮫川校跡地を活用するとしていたところでありますが、これを見直すことといたしました。急なことはありませんが、当該地域が土砂災害警戒区域に指定される予定であることが判明し、このことにより、跡地周辺の急傾斜地を改善しなければならず、今よりさらに多くの経費負担が必要になるため、断念したところでございます。今後は、次の適切な建設予定地を早急に決定してまいります。

学校建設に当たりましては、極力コンパクト化し、児童・生徒が学びを高めることができるよう、機能的な学校づくりを目指します。

なお、こどもセンターにつきましては、併設の要望が多いことから、今回の計画に組み入れられるかどうか検討しているところであります。

○議長（前田武久君） 村長、答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 財政シミュレーションについてお答えします。

財政シミュレーションにつきましては、県のアドバイスを受けながら村の財政規模に見合った起債額について試算しております。具体的には地方公共団体の財政の健全性を図る代表的な指標の一つである経常収支比率を活用し、将来の財政状況を試算したところであります。経常収支比率は、人件費、公債費などの必ず支出しなければならない義務的経費が自治体の使える一般財源に対してどのくらいの割合を占めているかを示す指標であります。80から90%程度であれば健全とされている範囲で、一定の自由度を持って新規事業や政策経費に充てられるとされております。

一方で、95%以上となる場合、新しい政策に回せる財源が少なくなり、財政運営に制約がかかりやすくなるとされています。令和6年度に村が償還した金額は、約2億5,000万であり、経常収支比率は、83.7%となっております。新たに公立学校等複合施設整備のために17億円を借り入れた場合、ピーク時に施設整備に係る償還額と、そのほかの償還額の合算額が約3億5,000万程度となり、経常収支比率は94.8%まで上昇しますが、95%を超える水準には至らず、なお、財政運営可能な範囲に収まるものと考えております。

以上、1番、窪木浩一議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

事前に通告したとおりに質問をさせていただきましたが、9月5日の全員協議会では、建設計画の縮小等の提案があり、一般質問で話す内容をがらっと変えなきゃいけないかなと思っていた矢先に、9月13日緊急招集が行われ、先ほどご説明のあった、現在の候補地の様々な問題点から候補地の再選定をせざるを得ないとのことで、自分で聞いていてなんなんですよけれども、確かに予算のスリム化や財政シミュレーションどころの話ではないと思いました。これまで、時間と費用をかけて進めてきた村の一大プロジェクトが、僅かな期間で二転三転し、議員経験の乏しい私ですら、この計画は本当に大丈夫なのかと不安を感じてしまいます。同様に、村民においても非常に注目度の高い事業ですので、不安を与え、信用を大きく損なう可能性があると感じますが、この責任をどうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 最初の場所は、本当に場所的にはいいところであって、どこから見ても鮫川の将来図を考えた場合にいい場所だと思って設定したところであります。ただ、その過程において、施設に当たるところが災害指定区域に入るということで、やむなく変更したところであります。その間に対しての経費は、今後、検討、相談しながら進めていきたいと思っております。

また、今、窪木浩一議員から質問がありましたけれども、財政状況をきちんと見ながら今進めているところでありますので、その点は心配をかけないように今後の学校づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

住民の本事業に対する不安・不信を払拭できるよう責任を果たしてほしいと思います。

続いてですが、候補地が変わることで地域支援事業の3億円の支援の調整はどうなりますか。お答えいただければありがたいです。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） おただしの件でございますが、今週の16日、突然のこの話でございましたので、県教育長、県立高校改革室に出向きまして、協定内容の確認と、それから今後の活用について相談をしてみました。

相手方は、県立高校改革班という方でございまして、今進めている事業のトップの方でござ

ございます。あと、その方中心になっておりますが、ご承知のようにこの活用に係る協定書は県知事と、それから県教委の教育長と鮫川村長が3者で合意して協定したものでございます。したがって、おただしのような土地を義務教育学校に使用しないということになれば協定内容の方針といたしますか、見直し、これが必要になることから、今後、その3者間で変更する内容について相談してまいりたいと思います。

村といたしましては、今のところ義務教育学校の建設はその場所を考えないことにしたりしても、以前よりある村民グラウンド、それから運動公園、その他、村民が有効に活用できるような検討をいたしまして、県教委並びに県と相談してまいる所存でございます。

3億円というのは補助の上限でございますので、3億円になるかどうかはその中身によって変化してくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

貴重な財源かと思っておりますので、ぜひとも有効に活用できるようになればと思います。

次の質問ですが、用地を再検討するということですが、鮫校の解体が遅れて、義務教育学校の開校予定がずれ込んでいたと思いますが、用地変更後も土地の調査や、場合によっては土地買収等の時間も必要になってくる可能性があると考えます。改めてお聞きしますが、義務教育学校の開校予定はいつ頃を目標としていますか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 開校予定時期についても、これいろいろと予定を変更したりして答弁しておりますが、前回は11年度には開校できるように努めますというふうなお答えを申し上げております。ただ、状況は変わりましたので、鮫校の解体工事が令和9年の3月までかかるということでございますので、それを待たずに着手できれば、着手する方向で、したがって、11年度中には校舎が完成し、開校できるような計画を目指して、用地の獲得、用地交渉、その他、用地造成を進めてまいる考えであります。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

当初、様々な施設を併設する計画でしたが、結果的に建設はほぼ義務教育学校、一本に絞られたのかなと思います。お隣の棚倉町でも小学校の統合、棚高跡地に小学校を新設する予

定とも聞きます。そういった大きな小学校が整備される中、さきの定例議会で村長がおっしゃったように、ほかの地区からも子供たちを通わせたいとする義務教育学校を目指すということでしたが、そのアドバンテージは今も変わらずにありますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 全く変わりません。やっぱり子供らの教育ってどういうことなのかと思って私は常々考えています。学力向上はもちろんのことあると思います。ただ、今子供らに必要なことって何なのかなと思って考えるときに、やっぱり自然、自然環境に触れさせる、そういう環境の中で子供たちが学び、そして遊び、そして将来の夢をかなえていく、そういう学校づくりってあってもいいのかなと思っております。まして今、自殺する子供が全国に何百人っております。そして、不登校の子供もたくさんいます。そういう子供を少しでも、私は孫もいるものですから、本当にその孫的な子供たちが大好きなものですから、何とかそういう学校をかなえてやりたいなと、そういう思いで学校づくりを進めているところでございます。

以上です。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

今さらに聞こえるかもしれませんが、村民の中には鮫川小学校を大規模改修して使用したらどうかとの声も耳にします。耐用年数の面でも、小学校はまだ猶予があったと思いますが、私は専門家ではないので判断は難しいのですが、小学校校舎を大規模改修して使用する場合のシミュレーションなどはあったのでしょうか。土地造成を含む新規建設と旧校舎の大規模改修利用とで比較する意味は大いにあるかと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 現状の鮫川小学校、昔はがけ条例だとかそういう条例が、私はちょっと記憶にないんですけども、今はあの場所、がけ条例に引っかかるんではないかと思っております。そういう中で改修工事などはできないと思います。だから、新たに場所を設けなければならない、そういう思いで修明高校跡地を検討したところであります。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

公立学校等複合施設整備事業という事業名で計画・進行してきましたが、当初の計画から比べ複合施設が大分そぎ落とされ、実質義務教育学校の建設のみとなり、費用や工期、また、

候補地が変わることで生じる様々な問題点の洗い出しや、村民の意見等も改めてしっかりくみ取る必要があると私は考えます。再度、住民説明会を行う予定はありますか。

また、この際だから、しっかりと住民の是非や要望を聞くためにも村民を対象にアンケートなども有効かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 学校づくりにはやっぱり全ての住民のご意見も本当に大事であると思いますが、現在、検討委員会、これは村のほうで選考した検討委員会、そして調査内容も検討する職員もたくさんおります。そういう中で相談をして進めていきたいと思っています。住民説明会に関しましては、これから検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 1番、窪木君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。

ぜひとも住民説明会を行い、今回の経緯や今後の計画の見直しも含め、しっかりと村民の理解を得ることが重要かと思っています。

最後になりますが、義務教育学校を造りたいのは鮫川村の子供たちのためですよね。建物建設はあくまで手段でしかないはずです。建物を造ることに意識が向き過ぎて、大事な子供たちの教育という目的を見失わないように、これからもよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。どうぞよろしく願いいたします。

私の質問は、中山間地域等直接支払制度事業、多面的機能支払交付金事業についてです。

中山間地域等直接支払制度事業は、令和7年度から第6期対策が始まっているところです。過日、村に会計検査が入り、協定対象農用地の確認において、畦畔がない、傾斜のついている箇所は田と認めないなど指摘があったということです。これにより、協定に参加しない農家が出てきております。また、今後増えると思われれます。こうした状況から、荒れ地の農地が増え、村の景観が悪くなるばかりです。この事業への参加状況と今後の動向を伺います。

また、村独自の制度が必要と考えますが、村長の考えを伺います。お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の中山間地域等直接支払制度事業、多面的機能支払交付金事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、会計検査員の動向ですが、畦畔が喪失している農地への対応について、本年10月から11月頃に農林水産省に正式に指摘がなされ、交付金返還の措置等が講じられる見込みであります。その後、改めて畦畔の有無を調査し、市町村ごとの返還額が決定されるとのことであります。

さて、中山間直接支払交付金制度は、令和7年度から第6期の対策が始まりましたが、現時点での協定参加集落は58集落で、協定面積は493ヘクタールとなっております。令和6年度と比較しますと、協定数は10集落の減、協定面積は149ヘクタールの減となります。協定数などが減少している要因といたしましては、役員のなり手不足、5年間という管理期間の長さ、書類作成や会計処理の負担などが挙げられます。また、議員ご指摘のとおり、畦畔の喪失により対象から外れる農用地もあり、農地の荒廃にもつながる事例が多くなっております。村といたしましては、10月に実施する現地確認検査において、適正な管理状況を確認するとともに、畦畔に関しては、農業者が所有する機械で直ちに復旧可能かどうかを併せて確認いたします。

直接支払制度は、農業者にとって有用な制度であるため、継続した取組が行えるよう制度に沿った適正な対応を進めてまいります。さらに、畦畔の復旧が困難な場合には、畑地化促進事業への誘導も検討してまいります。野菜や大豆等の作付が前提となりますが、耕作放棄地の防止と農家の所得向上につながる有効な施策と考えております。

今後の後継者不足等により、農地の遊休化が懸念されますが、農地がもたらす国土保全、水源涵養機能、そして村の景観の維持のため、農業委員会とも連携を図りながら有用な施策を検討・推進してまいります。

以上、3番、青戸義之議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 交付金制度を活用するには多くの条件とか規定があります。そのために活動に参加しない農家も出てきているというのがやっぱり現実だと思います。田んぼの扱いとして、田の定義とは畦畔があり、すぐ農地として活用ができる農地とされております。ただ、実際、現実的に見ていくと、傾斜がついたり畦畔がない農地というのは、長年耕作を

しないで草刈りばかりやっていて、そして、最近では手で刈るよりも大型の機械を入れたりして刈っているわけですね。そうすると畦畔等なんかあると危険性があります。だから、場合によっては畦畔を潰しているという家庭もあるわけですね。そうすると、田として認めないということはありますけれども、登記として種目は田になっております。そして、田として固定資産税を支払っているわけですね。それを田として認めないというのは、それは国のほうの考え方かもしれませんが、この点までもやはり考慮してもらう必要があるのかなと思います。

田んぼの持つ意味は食料生産だけでなく治水、あるいは地下水の涵養、気候の調整、生物多様性の維持といった農業、農村が持つ多面的な機能において大変重要とされております。耕作放棄地が今後増えていくことになれば、景観も悪くなるし、また、これから耕作放棄地の草刈り等をやめられる方が出てくれば、結局、耕作放棄地により近隣に迷惑がかかりますし、ごみの不法投棄なんかも発生していきます。また、景観の悪化、ましてや、また災害リスクというのもどんどん高まっていますので、これらについては中山間地域を荒廃から守っていくために、国のほうでもいろいろ規定あると思うんですけども、国に頼らず、自分たちの地域は自分たちで守るんだという気持ちを持って、自治体が独自の制度、支援等を考えていく必要があるのではないかと思います。

自治体によっては独自の制度を策定しているような地域もありますが、今後、耕作放棄地を何とか耕作できるような田になっていけばいいのかなと思うんですけども、そのためにはやはりその荒れ地を増やさないということが必要になると思うんですけども、その点もう一度、村長お願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 本当にこの耕作放棄地は目に見えて見えてきている状況だと思います。これは就労者の高齢化、そして後継者不足によるものが大なるものと思っております。ただ、先ほど冒頭で申し上げた有機農業の推進、これも一つの耕作放棄地対策にもつながると思っております。これによって差別化した農業づくり、米作り、野菜づくり、そういうもので対応して今後の新規就農者の採用など、余裕のある農業づくりに努めていきたいと思っております。それにより耕作放棄地の解消にもつながるものと考えております。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） 鮫川村はやはりこの農地、山林が非常に多いところです。今後この鮫川村が生きていく上では当然通らなくちゃならない道ですので、この鮫川村をいかに生かし

ていくかというのは今後、私たちもそうですけれども、住民と行政とそういうのもってよい村づくりが進んでいけばいいのかなと思っております。

以上をもちまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

○2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義です。よろしくお願いします。

通告しました里道の管理について質問をさせていただきます。

道路には国道、県道、市町村道があり、公道と言われています。それぞれに管理者は国・県・市町村の長となっております。その公道以外に法定外公共物として里道が存在しています。この里道の維持管理は、現状として周辺の住民や利用者に任されています。その里道が公道と直接接続されていれば車両の通行もでき、建物を造ることも可能であります。しかし、里道を横断するような河川があると橋梁が必要になり、規模によっては周辺の住民や利用者だけでは資金や技術の面で敷設することができません。

以前は、その地区民が山林から耐久性のある栗の木を切り出し、加工して敷き並べ、その上に土を載せて橋として機能させてきました。車が通行するようになった現代社会において、河川に架ける橋梁敷設は耐久性の問題や強度の問題、安全性の問題、資金の問題もあり、周辺の住民だけの対応は困難になってきました。里道の維持管理はできても、橋梁の敷設、維持管理は非常に難しいものです。里道を利用している住居等がある場合、橋梁の問題で住宅等の新築や修繕、改修を断念し、その土地を離れざるを得ない場合もあります。これは限界集落を招く要因にもなり、村の人口減少問題の対策に逆行することになると考えております。

橋がないと生活ができない、新居を考えても、住まいの修繕を考えても、また、不要になっても重機が入れず解体もできない、手っ取り早く全てを放棄して転居を考えてしまうのも無理のない話となってしまいます。この里道に係る橋梁の問題に取り組んでいただきたく、村長に伺います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員の里道の管理についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の里道の管理についてですが、里道は道路法の適用を受けない法定外公共物である道路であり、多くの場合、地元住民の皆様によって維持管理が行われているのが現状であります。村といたしましても、住民の皆様管理をお願いするだけでなく、原材料支給事業により、補修等に必要な資材を提供するなど一定の支援を行っております。

議員おただしの橋梁の問題ですが、村として里道に係る橋梁の数や現状を十分に把握できていないのが現状であります。村が里道に橋梁を架けるとなると多額の費用を要することとなりますので、まずは原材料支給事業を活用いただきながら、地域の皆様の主体的な管理整備を基本にお願いしたいと考えております。その上で、村としても現状を丁寧に調査・把握した上で必要に応じて支援の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） ただいま資材を支給しますとか、そういうお話をされましたけれども、本村では移住定住対策として様々な支援対策を講じております。資格取得支援や保育園入学とか、子育て支援、魅力ある対策を講じておるのは存じております。

しかしながら、近年の村人口の推移を見ても、広報さめがわで調べましたが、令和元年9月1日時点で人口3,317人、世帯数1,091戸、令和2年3,217人、1,074戸、そして、今年9月1日現在、令和7年ですけれども、2,755人、1,033戸、この6年間に人口減562人、戸数減58戸、知恵を絞り対策を講じても、残念ですが、現状としてこういう結果が出ております。前にも述べた支援対策に、もう一工夫しまして、村民が現在の生活で感じる暮らしやすさをもっと実感して、魅力を感じてもらえ、転居することなく、将来も暮らし続けたいと思える生活環境を早急に整える必要があると思います。そのためにも里道に係る橋梁が地区民の障害とならないような支援をすべきと考えます。里道の問題はその家、利用者、その地区だけのことではないと思います。村の衰退に関わる大きな問題として捉えていただきたい。よろしく申し上げます。村長の再度、力強いご意見いただければありがたいです。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 現状を把握していなかったのが現状です。本当にそこに人がいて、橋がなくてそこに行けない、そこに車で行けない、そのような場所があるならばしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 大変力強いお言葉いただきましてありがとうございます。

これ多分調べたことってないんですね。どこがどういうふうになっているとか、橋を誰が管理しているとかね。そういうことなんで、特にうちのほうなんか、落合川というのがあるんですけども、そこを利用して渡って使っている家庭、今住んでいる人はいないんですけども、それを渡って作業場に行ったりしている人も現実あります。そういう人の支援もありますんで、ひとつこれからそういう調査して対応をしっかりとさせていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 今回の定例会では、大枠で2問の一般質問通告をさせていただきました。

通告に基づき質問させていただきます。

常々、議員の立場としてはどこにも誰にも付度なく発言をしたいと心がけています。これは言わば、究極の理想かもしれません。政治家であれば責任は全て自分自身にあります。その覚悟を持って活動を行い、公平で透明性のある意思決定に寄与したいと思っています。

時に嫌われることも覚悟の上で、村長でも、先輩、同僚議員でも間違っていれば間違っていると、この姿勢は今後も貫きたいと思います。それに合わせて自分自身に問題がある場合には受け入れる覚悟も持ち合わせていたいとも思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

分担金徴収条例についてです。

令和7年6月定例議会で分担金徴収条例の一部が改正されました。これは、倒木により公共施設に被害を及ぼすおそれがある場合や、県・村が管理する道路の通行など、支障が生じる場合に倒木被害を未然に阻止することを目的として危険木を伐採し、その危険木を所有する者に対し、対象経費の100分の15の分担金を求めるために改正されたものです。

これについて以下に質問します。

県が管理する道路の通行に支障が生じた場合、その対応は誰がするべきでしょうか。樹木が倒木によって危害をもたらすおそれがある場合、その所有者に管理の責任があるのではないのでしょうか。倒木被害を未然に阻止する場合、その緊急性の可否を判断するのは誰でしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の1つ目、分担金徴収条例についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、県が管理する道路に支障が生じた場合の対応についてであります。村内を通る県道及び国道は県が管理者であるため、対応は県が行うこととなります。

次に、2点目、樹木が倒木により被害をもたらすおそれがある場合については、議員ご指摘のとおり、その土地の所有者に管理責任があるものと考えております。

次に、3点目、倒木被害を未然に阻止する場合の緊急性の可否を判断するのは村であります。樹勢の確認が必要となれば樹木医等の協力を得て判断してまいります。なお、6月定例会において議決いただきました条例の改正につきましては、自治体の業務として防災対策も重要な責務であることを認識し提案したものであります。近年は気候変動や異常気象、自然災害の頻発化に伴い安全対策として迅速かつ確実な対応が求められております。住民の生命と財産を守るため自治体が責任を持って適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、7番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今のご答弁あったとおり、防災対策、安全対策ということで条例を定めた。私もその観点については賛同するところでありまして、6月の議会でも私はこの条例改正につきまして賛成をさせていただきました。それを踏まえて、再度お伺いをさせていただこうかと思うんですけれども、まずこの県道については県が管理するというようなお話でありましたが、通告文のほうには県・村が管理する道路の通行などに支障が生じる場合と記載をさせていただいたんですが、これ県が管理する道路の通行に支障が生じる場合にも適用となるのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 適用になると思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今の答弁の中で、県が管理しているものについては県というお話があったんですけども、その上で、村が対応しなければいけない、適用になる場合というのは、何か特別な事象というか、場合においてなんでしょう。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私が管理するという今お話ししたのは、現状、県道そういうところに樹木の所有者が、その道路に対して覆いかぶさった場合、これは所有者の責任をもって処理するという、そういう思いで村で対応しなきゃならない、そういう思いで答えたつもりでございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 個人のもは個人が対応するということですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 通常ならば個人が処理するのはそれは当たり前だと私は思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 通常であれば個人が対応するものであるけれども、危険性を及ぼす場合には、それは村で対応しなければいけないということですね。承知しました。

では、村内にはそういったことに合致する事象が多岐にわたっているのかなというふうに思うんですが、それら全てに対応が可能でしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） これは、全てでなくて私は常々お話しするときもあるんですけども、幹線道路だとか、常に車が通る、そして人が通る、そういう中でその樹木を放っておいたときに、人だとか、車だとか、そういう危険性の高い場合に限って、やっぱり村で対応しなきゃならない、そういう思いであります。また、その樹木の所有者は自分で対応するのは当たり前だと私は思っておりますけれども、ただ、財政的にどうしても、伐採したくてもできない方もおります。そういうときに前回条例で制定したと思っておりますが、100分の15、そういう関係で条例を制定したところであります。ただ、山奥だとか、そういうところにある樹木に関してはそこまでは対応し切れなと思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ③の質問に対して、倒木被害を未然に阻止する場合、その緊急性の可否を判断するのは誰ですかというような質問に対して、それを判断するのは村だというよう

な答弁がありました。村が判断するという事は村長が判断するという事になるかと思うんですが、緊急性の可否を樹木医に相談しながら判断するというようなお話もありましたけれども、緊急性の可否を村長が判断できるのかをお尋ねします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 緊急性の判断、今、遠藤議員から質問がありました。この緊急性の判断、質問に答えておりますけれども、樹木医などの方の、あとは森林関係の方などのお話を聞きながら、それを判断したいと思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今回こういった質問させていただいたのは、私、議会議員のこの職をいただいてから今年で11年目となりました。この間、お金を含めた助成の在り方について公平でない、不透明を感じるがありました。村長自身は議員時代も含めてそのように感じたことはありましたか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私は常々、住民に寄り添った財政運営をしているつもりでございます。私は、遠藤議員、そしてほかの方はどう受け取っているか分かりませんが、自主的には公平にやっているつもりでございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村長自身、就任されてその2年間だけに限らず、私、その就任以前には議員も務められていましたから議員時代も含めて、その助成の在り方ということについて疑問を感じたことはありませんかというような質問をさせていただいたんですけれども、村長の決裁は膨大な量にわたるかと思っておりますので、その激務を察するところではあります、ただ、その決裁の一つ一つは大変に重いものであると感じています。我々議員も同様でありまして、最終日の採決は次から次に淡々と進んでいきますが、その一つ一つは非常に重いものです。これらの決定によって地域や村民個人に分断が生まれてはならないと思っておりますし、また、職務を遂行する職員が、何だこれというような興ざめしてしまう決定があってはならないんだと感じておるところですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 答えの じゃ簡単だと思います。ただ、これ質問内容に沿っていないんじゃないでしょうか。これ樹木、倒木の質問だと思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） その樹木の倒木なので、これ助成をされているわけではないですか。ですからその助成の在り方というものについて、この樹木のことだけではなくて今までのその助成について、私は疑問を感じるころがあったんですけども、村長も議員時代を含めてそういったことはありませんでしたかというようなことを質問したら、それは公明正大にやっているつもりだというような、村長に就任してからですね。過去のことについてはご答弁はいただけなかったわけですけども、その助成金の質問です、これは。倒木も助成を出していると思いますので、これ助成金の質問なんですけれども、そういったこの助成金の決定によって、先ほど非常に興味深い答弁あったんですけども、財政的に、個人は個人の責任においてという中で、財政的にというお話あったと思うんですけども、財政的にというのは勘案することではないのかなというふうに私は感じたんですが、それはいかがですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 全て、倒木助成金でも何でも財政的な状況を鑑みながら進めているものだと思っておりますので。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） すみません、混同しているんですけども、それは個人の財政状況ということでしたよね。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 個人ではなくて行政です。

○議長（前田武久君） 7番議員に申し上げます。質問3項目にわたった内容から逸脱しない範囲内でもって質問をお願いします。

○7番（遠藤貴人君） 承知しました。

私は助成金について質問をしておるつもりですので、もし通告した助成金についての質問を逸脱していることがあれば議長判断で質問を止めていただいて結構でございます。

じゃ、最後にもう1問ちょっと質問させていただきます。

議員としては、どちらかという逆のポジショニングをしているのかなというふうに私も感じるころはあるんですけども、議員というのはやっぱり村民の権利獲得に向けて活動するというのも大きな目的であると思っておりますが、ただ、発言力の強い人物によって村の意思決定が曲げられるようなことがあってはならないんだろうなというふうに感じています。要するに、一番重んじなければいけないことは、公共性や公平性といったものが時に重んじ

られるべきでありまして、ルールとか決まりといったものがありますので、それにのっとって対応されるべきだというふうに感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 遠藤議員の言うとおりで私は思っております。公正公平に村運営をやっているつもりであります。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村の抱える問題のケースは様々で、判断が確かに難しい場合があるということも承知はしておるんですけども、今、村長おっしゃったように、公平性とか公共性というものを重んじた決定に期待をするところでもあります。

それでは、2問目に入らせていただきます。

旧国道289号線についてです。

国道289号線は、2023年に渡瀬バイパスが開通したことによって幅員の狭い区間が解消され、安全性と利便性が向上しました。そのことにより、旧道が国道指定から外され村道に移管されました。新道を走行する車両が増えたことによって旧国道289号線は道路脇から草木が生い茂り、もともと狭い幅員がさらに狭くなる事象が発生しています。その上、上部からの支障木も目立つようになりました。

今後、この旧289号線を含めた村道の除草作業について、どのような見通しをされているかをお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の2つ目、旧国道289号線についての質問にお答えいたします。

ご質問の旧国道289号線についてであります。議員ご承知のとおり、渡瀬バイパス開通に伴い、令和5年に国から移管されたものであり、延長約7キロメートルに及ぶ路線となっております。

議員おただしのとおり、道路脇から草木が生い茂り、上部からは支障木も目立つようになってきていることは承知しております。村では、昨年度より25路線、延長72.8キロメートルの村道について建設業者5社への草刈り作業を委託し、道路環境の維持管理に努めておりますが、支障木の伐採までは十分に対応できていないのが現状であります。

今後の村道の草刈り作業や支障木伐採についてであります。できる限り地域住民の皆様

に地域の道路環境維持に努めていただくよう協力をお願いしつつ、建設業者への草刈り作業委託や委託対象外路線につきましては、職員による草刈り作業を実施することにより、道路環境を維持していきたいと考えております。

また、地域において道路環境の維持に積極的に取り組んでいる事例もありますので、そうした取組を後押しするため一定の基準を設けて支援の仕組みを導入することを検討し、このような活動がさらに広がるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、7番、遠藤貴人議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 現在、村内建設業者に草刈り作業を発注しております。答弁の中でも25路線という答弁がありました。金額の総額で結構ですので、25路線、発注している金額が分かれば答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長、鈴木君。

○地域整備課長（鈴木隆寛君） 地域整備課長です。

ただいまのご質問ですが、5社総額で1,537万8,300円となっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 先日、近隣町村にもお声がけをしながら草刈りの作業車の展示会を行ったかと思えます。私も参加をさせていただきました。多くの同僚、先輩議員も参加されていたかとは思いますが、ただ、鮫川のような状況には少し物足りない感じもしたところがあります。村で自前の重機を購入、またはリース等で調達しながらこの除草作業に当たっていくような考えはありますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） ますます高齢化、そしてやりたくてもやれないご事情のある方もたくさんおります。私も残念ながらこの前の草刈りの操作の場所には、公務が重なっておりまして出られませんでした。今後、そういう状況を踏まえまして、機械導入による草刈りもこれからしようではないかと考えております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 町民が町道の一部区間を里子に見立て、草刈りや清掃、巡視などの世

話をすることで、町道の美化や維持管理に協力する事業、道路里親制度なる取組を始めた近隣町村もあるようですが、村内にも地域差はありますが、懸命に草刈り作業に取り組んでいる地域も存在しています。先ほどの答弁の中で、積極的に取り組んでいる地域にはというようなお話もありましたので、ぜひそれを具現化していただけるようにと思いますが、それを具現化して一生懸命取り組んでいるところに何かの支援をすることによって、注目されていない物事や問題点に焦点を当て、村民の関心を持ってもらう意味でも、私は積極的に取り組む方々への消耗品などの支給などが行える仕組みづくりをぜひともつくっていただきたいと思っております。

先ほど答弁の中でそういった趣旨の発言がありましたので、これに対しては今後に期待を寄せるところであります。

今まで鮫川の村内の環境美化はシルバーさんの尽力によって保たれていたと感じています。ただ、社会情勢によって変化が起きてまいりました。今後もこの課題解決に向けた議論を進めていくことを確認しまして、私の今定例会での一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

ここで、2時25分まで休憩します。

（午後 2時09分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第5、報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも各健全化基準を下回り良好な比率であり、健全な財政状況あることを示しております。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君）　ここで、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君）　それでは、まず議案書2ページ、令和6年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの令和6年度資金不足比率審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明を申し上げます。

初めに、2ページの令和6年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

表の①実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんでしたので、ハイフンで表しております。

③の実質公債費比率は5.9%と算出されております。令和5年度との比較では0.5ポイントほど下回りました。早期健全化基準の25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されていないため、ハイフンで表しております。

(2)の個別意見は、表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの令和6年度公営企業会計健全化判断比率等に関する審査意見書でありま

す。

1の審査の対象ですが、令和6年度鮫川村簡易水道事業会計並びに令和6年度鮫川村集落排水事業会計であります。

3の審査方法であります。村長から提出された健全化判断比率並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを検証するため、関係証書類と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施しました。

4、審査の結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された健全化判断比率並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。いずれの公営企業会計におきましても、健全化判断比率の4の指標の基準も早期健全化基準を下回り、資金不足比率も経営健全化基準の20%を下回り良好な状態を示しております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（前田武久君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告について（和解）を議題といたします。

本件について報告内容の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、報告第5号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会においてその議決により特に指定されております損害賠償に係る事件で、その金額が30万以下のものに係る和解につきまして専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。

専決第3号、専決処分の内容であります。本件は令和5年11月16日に発生しました負傷事故に対する損害賠償について、相手方と和解し令和7年5月15日に専決処分したものであります。和解の相手方の氏名等は議案書に記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。令和5年11月16日午後2時40分頃、さめがわこどもセンター体育館において園児が遊んでいたところ、ほかの園児と接触したことにより転倒し、右腕を骨折したものであります。和解の内容であります。相手方と話し合いを進めてまいりましたが、先般、示談が成立いたしましたので、その対応をさせていただいたものでございます。

以上で報告第5号 専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の報告を終わります。

◎議案第51号～議案第55号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第7、議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第51号から議案第55号までの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

初めに、議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に従い、選挙運動に関する選挙公営の単価の改定を行うため、条例の一部を改定するものであります。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、仕事と育児の両立を支援するための柔軟な働き方を実現する観点から、妊娠、出産の申出があった職員や3歳未満の子を養育する職員への個別意向確認などを義務づける規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、小学校就学前の子を養育する職員を対象とした部分休業制度の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙における選挙長や投票管理者等の報酬額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、鹿角平観光牧場にレンタサイクルを導入することに伴い、その使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第51号から議案第55号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第56号～議案第63号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第12、議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）

から日程第19、議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第56号から議案第63号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和7年度の一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の補正予算につきましては、令和6年度各種事業費の確定に伴う国・県等への償還金の補正及び令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定など、所要の経費を計上しております。

なお、前年度からの繰越金につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

各会計の補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、板垣副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 板垣副村長。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 初めに、議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算総額35億2,189万3,000円に対し、今回2億5,320万1,000円を増額し、補正後の予算総額を37億7,509万4,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

1款村税、1項1目個人村民税149万1,000円、2項1目固定資産税117万3,000円、3項1目軽自動車税18万4,000円を増額につきましては、令和6年度分までの滞納繰越分を計上するものであります。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税6,000万円の増額は、令和7年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

13款使用料及び手数料、1項4目2節住宅使用料77万7,000円の増額につきましては、令和6年度分までの滞納繰越分を計上するものであります。

4ページをお開き願います。

次に、14款国庫支出金、2項1目1節総務費補助金343万3,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け入れるものであります。

5ページをご覧ください。

16款財産収入、2項2目2節土地売払収入115万5,000円の増額につきましては、西野団地の分譲地1区画を売却したものであります。

18款繰入金、1項2目1節介護保険特別会計繰入金455万6,000円の増額につきましては、令和6年度介護給付費等村負担金精算によるものであります。

6ページをお開き願います。

21款村債、1項1目1節辺地対策事業債2,320万円の減額、同じく2目1節過疎対策事業債380万円の減額につきましては、起債申請額確定によるものであります。

3目1節緊急防災・減災事業債420万円の増額につきましては、Jアラート新型受信機整備事業債として借り入れるものであります。

4目1節緊急自然災害防止対策事業債3,970万円の増額につきましては、村道石井草遠ヶ竜線舗装補修事業債3,100万円及び林道高岩線舗装補修事業債870万円を借り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、各科目に計上されております1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費に係る各補正につきましては、主に今年度の職員の人事異動などに伴う補正となっておりますので、以降の人件費に係る説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

2款総務費、1項5目24節積立金1億4,600万円の増額につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に8,000万円を積み立てるほか、教育施設整備基金に6,600万円を積み立てるものであります。

同じく6目、8ページをお開きいただきまして、7節報償費40万円、10節需用費40万円、11節役務費15万5,000円、13節使用料及び賃借料5万円の増額につきましては、給食ミールキット開発事業に要する経費であります。

12節委託料425万7,000円の増額につきましては、令和7年10月から令和8年3月までの村

営バス運行業務委託料を計上するものであります。

同じく 8 目10節需用費325万7,000円の増額につきましては、防犯灯の電球交換に伴うLED化件数の増加により修繕料を計上するものであります。

同じく 9 目14節工事請負費113万円の増額につきましては、大根屋敷ほか2地区分の光ファイバー支障移転工事費を計上するものであります。

9 ページをご覧ください。

同じく 3 項 1 目12節委託料352万9,000円の増額のうち、350万9,000円につきましては、戸籍の振り仮名に関する法改正に伴い、戸籍情報システムの改修業務委託料を計上するものであります。

次に、3 款民生費、1 項、10ページをお開きいただきまして、2 目12節委託料491万7,000円の増額につきましては、高齢者総合福祉センターひだまり荘の基礎部分に陥没箇所があり、奥深くまで広がっていることなどから、地質調査業務委託料を計上するものであります。

同じく 2 項 1 目10節需用費23万6,000円、11節役務費10万7,000円、19節扶助費309万円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を特定財源として、子育て世帯応援給付金事業に要する経費を計上するものであります。支給の内容は、村内に在住する平成18年4月2日以降に生まれた18歳以下の子供がいる世帯に対し、子供1人につき1万円を支給するものであります。

12ページをお開き願います。

4 款衛生費、1 項 5 目27節繰出金500万円の減額につきましては、直診勘定における繰越金の確定に伴い一般会計からの繰り出しを減額するものであります。

13ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、1 項 3 目18節負担金、補助及び交付金64万円の増額につきましては、先月、8月2日に発生した集中豪雨の影響で被害を受けた農地2か所に対する農地等小規模災害復旧支援事業補助金を計上するものであります。

1 ページ飛びまして、15ページをお開き願います。

同じく 2 項 3 目14節工事請負費870万円の増額につきましては、林道高岩線について舗装補修工事費を計上するものであります。

また、1 ページ飛びまして17ページをお開き願います。

8 款土木費 2 項 2 目14節工事請負費3,100万円の増額につきましては、村道石井草遠ヶ竜線について舗装補修工事費を計上するものであります。

同じく 3 項 2 目 24 節 積立金 115 万 5,000 円の増額につきましては、西野団地の分譲地売却代金を基金に積み立てるものであります。

18 ページをお開き願います。

9 款 消防費、1 項 3 目 14 節 工事請負費 427 万 9,000 円の増額につきましては、全国瞬時警報システム受信機更新工事費を計上するものであります。

10 款 教育費、2 項 1 目 14 節 工事請負費 149 万 6,000 円の増額につきましては、小学校敷地内舗装維持補修工事費を計上するものであります。

20 ページをお開き願います。

12 款 公債費、1 項 1 目 21 節 補償、補填及び賠償金 3 万 1,000 円、22 節 償還金、利子及び割引料 287 万 9,000 円の増額は、緊急防災・減災事業債を借り入れて実施した A S P 一斉同報サービス導入事業において、サービスが不要となったことにより繰上げ償還する経費を計上するものであります。

続きまして、各特別会計及び公営企業会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第 57 号 令和 7 年度 鮫川村 国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 20 ページ、事項別明細書の 25 ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額 5 億 738 万円に対し、今回 530 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を 5 億 1,268 万円とするものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の 26 ページをお開き願います。

歳入の 1 款 国民健康保険税、1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税 357 万 1,000 円の増額につきましては、令和 6 年度までの滞納繰越分を計上するものであります。

5 款 繰入金、1 項 1 目 一般会計繰入金 133 万 2,000 円の増額につきましては、事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

27 ページをご覧願います。

歳出の 6 款 基金積立金、1 項 1 目 24 節 積立金 33 万 5,000 円の増額につきましては、前年度繰越金を国民健康保険事業費支払準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第 58 号 令和 7 年度 鮫川村 国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 22 ページ、事項別明細書の 31 ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5,214万7,000円に対し、今回368万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5,583万6,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の32ページをお開き願います。

歳入の3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金500万円の減額は、繰越金の確定により、一般会計からの繰り出しを減額するものであります。

次に、歳出の3款予備費302万8,000円を増額につきましては、前年度繰越金を予備費に組み入れるものであります。

次に、議案第59号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の24ページ、事項別明細書の36ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5億4,048万6,000円に対し、今回1,155万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億5,203万8,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の37ページをお開き願います。

1款保険料、1項1目3節滞納繰越分普通徴収保険料79万9,000円を増額につきましては、令和6年度分までの滞納繰越分を計上するものであります。

2款国庫支出金、1項1目2節過年度分133万2,000円、同じく2項2目1節介護予防事業費6,000円、4款県支出金、1項1目2節過年度分380万2,000円、同じく3項1目1節介護予防事業費7,000円を増額につきましては、令和6年度の介護給付費負担金等の精算による追加交付分であります。

6款1項1目4節事務費繰入金139万3,000円を増額、38ページをご覧いただきまして、同じく5節低所得者保険料軽減繰入金79万4,000円を増額につきましては、事務費並びに低所得者の保険料を軽減するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

40ページをお開き願います。

5款諸支出金、1項2目22節償還金、利子及び割引料158万2,000円を増額につきましては、令和6年度の介護給付費等の精算により、支払基金に返還するものであります。

同じく2項1目27節繰出金455万6,000円を増額につきましては、令和6年度の介護給付費村負担金等の精算により、一般会計に繰り出すものであります。

次に、議案第60号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の26ページ、事項別明細書の43ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額9,957万5,000円に対し、今回515万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億472万8,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の44ページをお開き願います。

歳入の1款分担金及び負担金、1項1目古殿町負担金114万9,000円を増額及び2款繰入金、1項1目一般会計繰入金74万4,000円を増額につきましては、運営費の増額によるものであります。

45ページをご覧ください。

歳出の1款総務費、1項1目一般管理費、総額189万3,000円を増額につきましては、運営費を計上したものであります。

4款予備費326万円の増額につきましては、前年度繰越金を予備費に組み入れるものであります。

次に、議案第61号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の28ページ、事項別明細書の48ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額4,014万4,000円に対し、今回53万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,067万4,000円とするものであります。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の49ページをお開き願います。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項1目4節滞納繰越分普通徴収保険料6万9,000円を増額につきましては、令和6年度分の滞納繰越分を計上するものであります。

50ページをご覧ください。

歳出の4款予備費49万6,000円につきましては、前年度繰越金及び滞納繰越分を予備費に組み入れるものであります。

次に、議案第62号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の30ページ、補正予算実施計画の51ページをお開き願います。

補正前の収益的収入の予算総額7,495万3,000円に対し、今回305万8,000円を増額し、補正後の予算総額を7,801万1,000円とし、補正前の収益的支出の予算総額9,620万9,000円に対し、今回305万8,000円を増額し、補正後の予算総額を9,926万7,000円とするものであります。

収入及び支出の主なものについてご説明いたします。

補正予算明細書の52ページをお開き願います。

収入の1款簡易水道事業収益、1項1目給水収益127万1,000円の増額につきましては、令和6年度分までの水道使用料の滞納繰越分を計上するものであります。

同じく2項4目雑収益178万7,000円の増額につきましては、落雷による建物災害共済金を計上するものであります。

支出の1款簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費122万3,000円の増額につきましては、落雷により故障した水道施設2箇所と、その他の故障による1箇所の修繕料について、当初予算で確保した予算では不足することから増額補正するものであります。

同じく2項1目支払利息及び企業債取扱諸費128万3,000円の増額につきましては、消費税確定に伴う支払いに不足が生じたため、利子償還金から流用し消費税の支払いに充てたことから、改めて計上するものであります。

次に、議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の31ページ、補正予算実施計画の55ページをお開き願います。

補正前の収益的収入予算総額2,994万9,000円に対し、今回176万5,000円を増額し、補正後の予算総額を3,171万4,000円とし、補正前の収益的支出の予算総額3,925万4,000円に対し、今回176万5,000円を増額し、補正後の予算総額を4,101万9,000円とするものであります。

収入及び支出の主なものについてご説明いたします。

補正予算明細書の56ページをお開き願います。

収入の1款集落排水事業収益、1項1目集落排水使用料176万5,000円の増額につきましては、令和6年度分までの集落排水使用料の滞納繰越分を計上するものであります。

支出の1款集落排水事業費用、4項2目予備費170万円につきましては、滞納繰越分を予備費に組み入れるものであります。

以上、議案第56号から第63号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、各議案の説明を終わらせていただきます。

◎認定第1号～認定第9号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第20、認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第28、認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定についての9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、認定第1号から認定第9号までの9件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年度における一般会計のほか、各特別会計の歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

決算の事業書の内訳等につきましては、別冊の令和6年度一般会計特別会計歳入歳出決算書及び令和6年度主要施策の成果及び予算執行の実績をご覧いただきたいと思っております。

これらを用いた各会計の決算内容につきましては、板垣副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 板垣副村長。

〔副村長 板垣良夫君 登壇〕

○副村長（板垣良夫君） 初めに、認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

以下、令和6年度一般会計歳入歳出決算書でご説明いたします。

決算書の6ページをお開きいただきまして、表の欄外をご覧いただくようお願いいたします。

令和6年度の歳入歳出決算額ですが、収入総額は収入済額欄に記載のとおり39億7,586万161円、支出総額は支出済額欄に記載のとおり36億1,853万913円、差引残額は3億5,732万9,248円となっております。ここから令和7年度へ繰り越すべき財源1億7,821万6,000円を差し引き、実質収支額は令和7年度一般会計へ繰り越しする額のとおり1億7,911万3,248円となります。

歳入決算額の主なものについてご説明いたします。

7ページをご覧願います。

以下、表頭の収入済額の欄、表の右から4つ目をご覧願います。

1款村税2億8,868万4,508円につきましては、固定資産税の増収などにより、前年度比

574万6,592円の増額となっております。

9ページをお開き願います。

10ページにかけまして、10款地方交付税18億4,465万7,000円につきましては、震災復興特別交付税の増額はあったものの普通交付税及び特別交付税は減額となったことにより、前年度比1,785万7,000円の減額となっております。

12ページをお開き願います。

14款国庫支出金3億906万2,858円につきましては、前年度比9,057万3,647円の増額となっております。これは、国土交通省所管、公共土木施設災害復旧事業費負担金及び社会資本整備総合交付金、道路局所管補助金の増額などによるものであります。

14ページをお開き願います。

15款県支出金3億5,287万5,975円につきましては、前年度比7,798万5,712円の増額となっております。これは、令和5年度繰越分のふくしま森林再生事業費補助金及び広葉樹林再生事業費補助金などの増額などによるものであります。

17ページをお開き願います。

18ページにかけまして、17款寄附金3,064万5,400円につきましては、前年度比1,069万1,900円の増額となっております。これは、主にふるさとづくり寄附金及び地方創生応援税制寄附金の増額によるものであります。

なお、令和6年度におけるふるさと納税は1,296件、1,270万3,000円となっており、令和5年度対比で491件の増、金額にして405万3,000円の増額となっております。

18ページお開きいただきまして、18款繰入金2億6,741万52円につきましては、前年度比1,092万6,132円の増額となっております。これは、主に村営バス事業特別会計繰入金の増額によるものであります。

21ページをお開き願います。

22ページにかけまして、21款村債1億9,180万円につきましては、前年度比4,830万円の増額となっております。これは、辺地対策事業債及び緊急防災・減災事業債の増額などによるものであります。

続きまして、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

23ページをお開き願います。

以下、表頭の支出済額、表の中ほどの欄をご覧ください。

24ページをお開きいただくようお願いいたします。

2款総務費、1項1目12節委託料1,321万6,841円につきましては、役場本庁舎及び旧農業技術指導センター建築物調査業務などを委託したものであります。

26ページをお開き願います。

同じく5目24節積立金3億1,005万7,186円につきましては、財政調整基金、公有施設整備基金、教育施設整備基金などを6基金に積立てをしたものであります。

同じく6目、27ページをご覧いただきまして、12節委託料5,015万6,096円につきましては、デマンド交通実証運行料、保育園留学実施業務などを委託したものであります。

同じく18節負担金、補助及び交付金1,927万439円につきましては、地方路線バス運行維持対策費補助金などでありましてあります。

28ページから29ページをお開き願います。

同じく9目12節委託料2,372万3,643円につきましては、業務マニュアル作成支援業務、ガバメントクラウドネットワーク構築業務、光ファイバー網保守業務などを委託したものであります。

同じく10目12節委託料3,004万3,500円につきましては、まめな暮らし応援商品券発行业務を委託したものであります。

同じく11目、総額4,512万871円につきましては、30ページをお開きいただきまして、令和5年度繰越分、住民税均等割のみ課税世帯生活支援等給付事業、住民税非課税世帯等支援給付事業、定額減税調整給付事業に係る事務費給付金などでありましてあります。

34ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目、35ページをご覧いただきまして、12節委託料1,634万9,800円につきましては、村民保養施設さざり荘の指定管理業務などでありましてあります。

同じく18節負担金、補助及び交付金3,659万1,000円につきましては、村社会福祉協議会活動費補助金などでありましてあります。

また、27節繰出金4,276万1,850円につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

36ページをお開き願います。

同じく3目18節負担金、補助及び交付金4,042万7,232円につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

また、27節繰出金1,205万9,165円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

同じく 4 目 27 節繰出金 8,530 万 7,020 円につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく 5 目、37 ページをご覧くださいまして、19 節扶助費 1 億 1,916 万 876 円につきましては、障害者自立支援給付費などであります。

38 ページをお開き願います。

2 項 2 目 19 節扶助費 3,419 万円につきましては、児童手当の給付額であります。

39 ページをご覧くださいまして。

同じく 5 目の総額 2,776 万 1,367 円につきましては、こどもセンターの施設の維持管理運営に要した経費であります。

次に、41 ページから 42 ページをお開き願います。

41 ページ、4 款衛生費、1 項 1 目 12 節委託料 1,355 万 68 円につきましては、住民健診業務などを委託したものであります。

42 ページをお開きいただきまして、19 節扶助費 976 万 3,246 円につきましては、社会保険に係る乳幼児、子供、妊産婦の医療費助成であります。

43 ページをご覧くださいまして。

同じく 4 目、44 ページをお開きいただきまして、18 節負担金、補助及び交付金 9,796 万円につきましては、東白衛生組合、東白斎苑の運営費負担金などのほか、浄化槽設置整備事業、飲料水確保対策事業の実施者に対する補助金であります。

同じく 27 節繰出金 8,304 万 1,000 円につきましては、簡易水道事業会計、集落排水事業会計への繰出金であります。

45 ページをご覧くださいまして。

6 款農林水産業費、1 項 2 目 12 節委託料 2,604 万 1,250 円につきましては、農産物加工直売所の施設運営に対する指定管理業務などであります。

46 ページをお開き願います。

同じく 3 目 12 節委託料 1,252 万 2,491 円につきましては、地域計画策定業務、地域力創造アドバイザー業務などを委託したものであります。

同じく 18 節負担金、補助及び交付金 1,287 万 907 円につきましては、イノシシ捕獲管理事業補助金、未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業費補助金などのほか、農業次世代人材投資事業費交付金として、青年新規就農者 2 名に対して給付金 270 万円を交付したものであります。

また、24節積立金1,000万4,238円につきましては、青生野太陽光発電所の売電収入の一部を農林業振興協力金として、農山漁村活性化基金に積み立てたものであります。

48ページをお開き願います。

同じく8目18節負担金、補助及び交付金1億410万3,381円につきましては、農用地保全活動や多面的機能を維持するための活動を実施した集落に対して、中山間地域等直接支払事業費交付金、多面的機能支払事業費交付金などを交付したものであります。

49ページをご覧願います。

同じく2項1目12節委託料1億5,581万2,600円につきましては、広葉樹林再生事業事前調査業務、ふくしま森林再生事業における見渡地区年度別計画作成業務、同意取得業務などのほか、令和5年度繰越分、ふくしま森林再生事業業務、広葉樹林再生事業業務を委託したものであります。

50ページをお開きいただきまして、24節積立金2,549万4,319円につきましては、森林環境譲与税基金及び館山公園整備推進事業基金に積み立てたものであります。

続きまして、7款商工費、1項、52ページをお開きいただきまして、4目14節工事請負費533万5,000円につきましては、鹿角平観光牧場水道施設改修工事に要した経費であります。

8款土木費、2項1目、53ページをご覧いただきまして、12節委託料4,836万8,668円につきましては、除雪業務、村道及び林道雑草刈り払い業務、道路維持小規模補修業務、国・県道路維持補修雑草刈り払い業務などを委託したものであります。

同じく14節工事請負費1,462万2,300円につきましては、村道官沢西山線ほか3箇所の維持補修工事に要した経費であります。

同じく2目12節委託料1,882万1,000円につきましては、村道姿平鹿角平線測量設計業務、橋梁補修調査設計業務などに要した経費であります。

54ページをお開き願います。

同じく14節工事請負費1億4,272万2,400円につきましては、村道戸草関口線関口地内道路工事、村道官沢西山線大録田橋修繕工事、村道菅ノ目浅川線舗装補修工事などに要した経費であります。

55ページをご覧願います。

9款消防費、1項、56ページをお開きいただきまして、3目12節委託料5,018万3,430円につきましては、防災行政無線における情報配信システム構築業務などを委託したものであります。

次に、10款の教育費、1項、57ページをご覧くださいまして、2目12節委託料3,840万9,761円につきましては、スクールバス運転業務、鮫川村立学校等複合施設基本構想及び基本計画策定業務、鮫川村立学校等複合施設基本設計業務などを委託したものであります。

60ページをお開き願います。

同じく3項1目17節備品購入費278万6,300円につきましては、鮫川中学校における生徒用机、椅子、80セットなどを購入した経費であります。

続きまして、65ページをお開き願います。

同じく6項1目、66ページをさらにお開きいただきまして、18節負担金、補助及び交付金531万744円につきましては、さめがわスポーツクラブ補助金、鮫川村スポーツ協会補助金などであります。

同じく2目12節委託料1,493万2,729円につきましては、村体育施設指定管理業務などあります。

同じく3目27節繰出金2,599万1,000円は、学校給食センター特別会計への繰出金であります。

11款災害復旧費、1項1目、67ページをご覧くださいまして、12節委託料3,530万8,900円につきましては、令和5年度繰越分、村道内ケ竜滝ノ下線地滑り測量設計業務及び地滑り調査業務を委託したものであります。

同じく14節工事請負費1億3,263万9,800円につきましては、令和5年度繰越分を含む村道内ケ竜・滝ノ下線地滑り応急本工事及び地滑り災害復旧工事に要した経費であります。

12款公債費、1項1目22節償還金利子及び割引料2億4,794万1,039円につきましては、村債の元金償還金であります。

同じく2目22節612万9,708円につきましては、利子償還金であります。

次に、財産に関する調書のうち、主な基金につきましてご説明いたします。

72ページをお開き願います。

72ページ中の(1)、左上、財政調整基金の表中、備考欄をご覧ください。

繰出处分として、こどもセンター運営事業費など7事業に2億280万円を繰り出しし、積立金としては、地方財政法の規定に基づく積み立てなど1億8,958万9,673円を積み立てた結果、決算年度末現在高は7億3,532万2,787円となっております。

次に、右側、(2)教育施設整備基金は、積立金のみでありまして、特別積立金など5,053万574円を積み立てた結果、決算年度末現在高は8億723万8,111円となっております。

74ページをお開き願います。

右上、(13) 公有施設整備基金は、繰出処分として公民館ネットワーク回線無線工事費など2事業に120万円を繰り出し、積立金として財産貸付収入など5,568万9,727円を積み立てた結果、決算年度末現在高は9億8,214万5,092円となっております。

次に、認定第2号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

80ページをお開き願います。

表の欄外をご覧くださいよう願います。

収入総額は、収入済額欄のとおり4億6,951万7,519円、支出総額は支出済額欄のとおり4億6,918万2,708円、差引残額33万4,811円となっております。

初めに、歳入決算額の主なものをご説明いたします。

81ページをお開きいただき、表頭の収入済額欄をご覧ください。

1款国民健康保険税7,138万8,830円につきましては、前年度比388万7,840円の減額となっておりますが、これは被保険者数の減などによるものであります。

次に、歳出決算額の主なものについてご説明いたします。

85ページをお開きいただきまして、表頭の支出済額の欄をご覧ください。

2款保険給付費3億2,808万2,544円は、前年度比6,813万5,166円の増額となっております。

なお、本村の昨年度の医療費の動向といたしましては、国民健康保険加入者1人当たり50万1,453円、前年度比23.1%の増、1世帯当たりも80万8,619円、前年度比19.2%の増となっております。

続きまして、認定第3号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

92ページをお開き願います。

収入総額は、収入済額欄のとおり6,219万6,718円、支出総額は支出済額欄のとおり5,290万6,818円、差引残額は928万9,900円となっております。

歳入歳出決算額の主なものをご説明いたします。

93ページをご覧ください。

歳入決算額の1款診療収入3,657万3,437円は、前年度比257万8,633円の増額となっております。これは、患者数が前年度と比較し209人増加したことなどによるものであります。

次に、95ページをお開き願います。

歳出決算額の1款総務費、1項1目12節委託料1,160万1,411円につきましては、医師業務に係る委託料などによるものであります。

次に、認定第4号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

100ページをお開き願います。

収入総額は1,978万2,172円、支出総額は1,918万4,344円、差引残額59万7,828円となっております。

歳入歳出決算額の主なものをご説明いたします。

101ページをご覧ください。

歳入決算額の1款使用料及び手数料56万7,930円につきましては、前年度比16万290円の減額となっております。これは、年間利用延べ人数が前年度と比較し243人減少したことなどによるものであります。

次に、102ページをお開き願います。

歳出決算額の1款総務費、1項2目27節繰出金1,358万5,808円につきましては、村営バス財政調整基金廃止に伴い一般会計に繰り出すものであります。

次に、認定第5号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

107ページをお開き願います。

収入総額は5億108万6,725円、支出総額は4億9,766万6,439円、差引残額342万286円となっております。

歳入歳出決算額の主なものをご説明いたします。

108ページをお開き願います。

歳入決算額の1款保険料1億379万1,420円は、保険料改定に伴い前年度比2,023万9,540円の増額となっております。

次に、113ページをお開き願います。

歳出決算額の2款保険給付費4億4,502万7,302円は、前年度比1,448万846円の増額となっております。

なお、令和6年度の要介護・要支援の認定者数は223人で、認定者1人当たりの介護給付費は199万5,638円となっており、前年度比4万7,464円の増額となっております。

次に、認定第6号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定につい

てご説明申し上げます。

121ページをお開き願います。

収入総額は9,906万1,547円、支出総額は9,580万513円、差引残額326万1,034円となっております。

歳入歳出決算額の主なものをご説明いたします。

122ページをご覧ください。

歳入決算額の1款分担金及び負担金5,361万5,968円につきましては、古殿町に負担していただいているものでありますが、前年度比639万7,600円の減額となっております。

次に、124ページをお開き願います。

歳出決算額の1款総務費、1項1目12節委託料2,195万8,585円につきましては、給食調理業務などの委託に要した経費であります。

次に、認定第7号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

130ページをお開き願います。

収入総額は4,053万738円、支出総額は4,009万81円、差引残額44万657円となっております。

歳入歳出決算額の主なものをご説明いたします。

131ページをご覧ください。

歳入決算額の1款後期高齢者医療保険料2,827万2,260円につきましては、被保険者数の減などにより、前年度比36万2,190円の増額となっております。

次に、133ページをお開き願います。

歳出決算額の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目18節負担金、補助及び交付金3,931万5,365円につきましては、広域連合に負担金として納付したものであります。

次に、認定第8号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

136ページをお開き願います。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は6,927万5,890円、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は8,501万3,839円、差引き1,573万7,949円の純損失を計上しております。

次に、137ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入の決算額は3,838万

6,000円、支出の第1款資本的支出の決算額は4,344万5,316円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、505万9,316円につきましては、当年度分損益勘定留保資金において補填をしております。

次に、138ページをご覧ください。

損益計算書であります。一番下をご覧ください。

損益計算の結果、当年度未処分利益剰余金は1,619万7,719円のマイナスとなりました。

次に、139ページをお開き願います。

欠損金計算書であります。一番下のほうを見ていただきまして、利益剰余金はマイナス1,619万7,719円となっており、欠損金処理計算書により、未処理欠損金として繰越いたします。

次に、140ページをご覧ください。

貸借対照表であります。まず、資産の部、1の固定資産と2の流動資産を合わせますと、11億5,828万301円の決算額であります。

141ページにかけまして、負債の部と資本の部の合計を合わせますと、資産額と同額の11億5,828万301円となっております。

143ページ以降につきましては、決算の附属書類でございますので、後ほどご覧ください。

次に、認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定についてご説明いたします。

156ページをお開き願います。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款集落排水事業収益の決算額は2,816万4,514円、支出の第1款集落排水事業費用の決算額は3,435万6,668円、差引き619万2,154円の純損失を計上しております。

次に、157ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入の決算額は1,992万2,000円、支出の第1款資本的支出の決算額は1,992万1,589円であります。

次に、158ページをご覧ください。

損益計算書であります。一番下をご覧ください。

損益計算の結果、当年度未処分利益剰余金は664万3,783円のマイナスとなりました。

次に、159ページをお開き願います。

欠損金計算書であります。利益剰余金はマイナス664万3,783円となっており、欠損金処

理計算書により、未処理欠損金として繰り越しいたします。

次に、160ページをご覧ください。

貸借対照表であります。まず、資産の部、1の固定資産と2の流動資産を合わせますと、5億3,203万4,252円の決算額であります。

161ページにかけて、負債の部と資本の部の合計を合わせますと、資産額と同額の5億3,203万4,252円となっております。

163ページ以降につきましては、決算の附属書類でございますので、後ほどご覧ください。

以上で、認定第1号から認定第9号までの9件について、各会計の決算認定に係る詳細説明とさせていただきます。

◎監査報告

○議長（前田武久君） ここで、令和6年度鮫川村一般会計、特別会計、歳入歳出決算及び公営企業会計決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員、森洋君。

〔代表監査委員 森 洋君 登壇〕

○代表監査委員（森 洋君） それでは、令和6年度鮫川村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明申し上げます。

議案書の33ページから37ページ、公営企業につきましては、45、46ページ及び49、50ページであります。

初めに、鮫川村一般会計及び特別会計であります。

第1の審査の実施根拠であります。地方自治法第233条第2項、地方自治法241条第5項の規定による基金運営状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定する健全化判断比率、同じく第22条第1項に規定する資金不足比率のそれぞれの審査であります。

第2の審査の概要であります。1の審査の対象は（1）の令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から、（2）から（7）までの令和6年度特別会計歳入歳出決算並びに（8）令和6年度各基金の運営状況を審査の対象といたしました。

2の審査期間であります。令和7年8月4日月曜日（金曜日）から8日（金曜日）までの5日間実施をしたところでございます。

3の審査の手続であります。この決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検・照合するとともに関係各課等の説明を聴衆し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、令和6年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と6つの特別会計を合わせますと、歳入総額51億6,803万5,580円、歳出総額は47億9,336万1,816円、歳入歳出差引額は3億7,467万3,764円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費1億7,821万6,000円を差し引いた1億9,645万7,764円が次年度へ繰り越す額であります。

厳しい財政状況の中、財政運営の効率化を図り、実質収支が黒字決算となったことに対し敬意を表するところであります。

一般会計の主な事業といたしまして、防災行政無線非常用電源設備更新業務、デマンド交通実証運行業務、未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業などをはじめ各種事業を実施し、国及び県の補助金、交付金を積極的に活用し、活力ある村づくりの実現に努めました。

徴収関係では、村民税、固定資産税、軽自動車税について滞納処分を含め285万6,051円の収入未済額となりました。これは、前年度と比較すると7万7,257円の増額となり、おおむね横ばいの状態で徴収への努力が見られました。

納税は村民全てが負う義務であり、収入未済額の解消に向け、引き続き納税推進と納税に対する啓発を行い、税収の確保に努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

35ページの下段、3、国民健康保険特別会計から36ページの8、後期高齢者医療特別会計並びに9の基金会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

37ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び6つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類等

と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計とも黒字で翌年度へ引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効率的な財政運営を図り、訪ねてみたい、住んでみたい、住み続けたい村づくりのため、各種事業を実施されることをお願いします。

以上により、令和6年度鮫川村一般会計及び特別会計の決算は正当であると認めます。

続きまして、45ページ、鮫川村簡易水道事業会計決算審査意見並びに49ページ、鮫川村集落排水事業会計審査意見についてご説明申し上げます。

まず、鮫川村簡易水道事業会計でございますが、第1に審査の方法ですが、決算書類が簡易水道事業の運営及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類等の照合等のほか、関係職員から事業内容を聴取し審査を実施したところでございます。

第2の2、業務概要ですが、年度末の給水世帯は661戸、対総世帯比58.8%、給水人口は1,423人で対人口比50.6%でありました。

7の意見であります。当該年度における簡易水道事業会計は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう努められ適正に経理されていると認められました。

引き続き、漏水調査及び管路の修繕に取り組み有収率の向上を図られるとともに、国の補助金等を活用し計画的に老朽施設の更新を図っていただき、安全で良質な水道水の安定供給を維持されるようお願いいたします。

水道料金の未収金については、積極的な臨戸訪問を行い、公正、公平な負担の確保に努められるようお願いいたします。

次に、鮫川村集落排水事業会計ですが、第2の2、業務概要は、簡易水道事業と同様、審査に付された決算書類が集落排水事業の運営及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等のほか、関係職員から事業内容を聴取し審査を実施したところでございます。

第2の2、業務概要ですが、年度末の供戸数は220戸、共用人口1,215人でありました。

7の意見であります。

当年度における集落排水事業会計は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう努められ適正に経理されていると認められました。

引き続き、施設の管理修繕等に取り組み、有収率の向上を図られるようお願いいたします。今後も国の補助金等を活用し、計画的に老朽施設の更新を図っていただき、安心で良質なサー

ビス向上に努められるようお願いいたします。

なお、利用料金の未収については引き続き利用者との積極的な接触を図り、公正、公平な負担の確保に努めていただきたいと思います。

なお、簡易水道事業会計並びに集落排水事業会計につきましては、令和6年度から会計方式の変更に伴い、前年度との単純比較するのは不適切であります。例えば、収入未済につきましても、前年度までは4月、5月の出納閉鎖期間と申しますか、猶予期間がありましたが、令和6年度からは、3月31日をもって締めて処理をするという形になりましたので、若干数値に変更がございました。

以上、令和6年度鮫川村一般会計及び特別会計並びに鮫川村水道事業会計、鮫川村集落排水事業会計、歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これで代表監査委員の報告は終わりました。

◎議員派遣の件

○議長（前田武久君） 日程第29 議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、お手元に配付のとおり議員の派遣を決定しようとするものです。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情に変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

19日、22日は午前9時から常任委員会で議案調査を行います。

24日午前9時から現地調査を予定しています。

なお、20日、21日、23日は休会といたします。25日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時06分)

第 5 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年第5回鮫川村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月25日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第57号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第58号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第59号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第60号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決

- 日程第11 議案第61号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第62号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第15 認定第2号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第16 認定第3号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第17 認定第4号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第18 認定第5号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第19 認定第6号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第20 認定第7号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第21 認定第8号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第22 認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定について
質疑・討論・採決
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

追加日程第1 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村田雅之君	副村長	板垣良夫君
教育長	藤田充君	総務課長	矢吹かおり君
住民福祉課長	鈴木庄悟君	農林商工課長	我妻正紀君
地域整備課長	鈴木隆寛君	教育課長	渡邊敬君
村づくり推進室長	船木博枝君	代表監査委員	森洋君
会計兼出納室長	鈴木千鶴子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	緑川正和
------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第51号～議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 鮫川村議会議員及び鮫川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 鮫川村鹿角平観光牧場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号～議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第6、議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号 令和7年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第14、認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和6年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第2号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第3号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第4号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第5号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第6号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第7号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第8号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

これから認定第9号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計決算認定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（前田武久君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出

がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時12分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま村長から諮問第2号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

諮問第2号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案の理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。

今回、人権擁護委員に推薦する方は、大字赤坂中野にお住まいの小松照義氏であります。住所、生年月日は、記載のとおりであります。

小松氏は、赤坂中野区の副区長、区長を歴任され、人格、識見が高く、広く社会実情に精通し、人権擁護委員として適格者であると考えておりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の定めに基づき、人権擁護委員候補者として推薦するものでありますので、議会のご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

以上で、諮問第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、小松照義さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第5回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時17分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和7年9月25日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人